

毎月決算型

追加型株式投資信託／自動けいぞく投資可能

# エマージング・ソブリン・オープン

投資信託説明書  
(目論見書)  
2008.5

国際投信投資顧問

\* 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

毎月決算型

追加型株式投資信託／自動けいぞく投資可能

# エマージング・ソブリン・オープン

投資信託説明書  
(交付目論見書)  
2008.5

**国際投信投資顧問**

\* 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本投資信託説明書（交付目論見書）により行う「エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成19年11月6日に関東財務局長に提出しており、平成19年11月7日にその届出の効力が発生しております。また金融商品取引法第7条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成20年2月12日および平成20年5月2日に関東財務局長に提出しております。
2. 本投資信託説明書（交付目論見書）は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条第2項第1号の規定に基づく目論見書です。
3. 金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条第2項第2号に規定する「ファンドの詳細情報」を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は投資者から請求された場合に交付されます。また、投資者が投資信託説明書（請求目論見書）の交付を請求した場合には、投資者も自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。なお、当該内容は金融庁のE D I N E T（電子開示システム）および委託会社のホームページで閲覧することができます。

- ・ ファンドは、公社債など値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ・ 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- ・ 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・ 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
- ・ 登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
- ・ 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
- ・ 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

発行者名 : 国際投信投資顧問株式会社  
代表者の役職氏名 : 取締役社長 吉峯 寛  
本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称  
: エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）  
届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額  
: 上限2,000億円  
縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

## お申込みをされる前に

下記の事項は、この投資信託（以下「ファンド」といいます。）をお申込みされるご投資者の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際は、下記の事項および本投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

### 記

#### ファンドに係るリスクについて

ファンドは、実質的には主に国外の公社債を投資対象としています。基準価額は組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等（外貨建資産には為替リスクがあります。）により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「為替変動リスク」、「金利変動リスク」および「信用リスク(デフォルト・リスク)」等があります。

#### ファンドに係る手数料等について

ご 購 入 時	お申 込 手 数 料	お申込受付日の翌営業日の基準価額に対して、以下の手数料率がかかります。(お申込みになる販売会社により異なります。)			
		手数料率	お申込 口数 に 応 じ て	お申込 代金 <sup>1</sup> に 応 じ て	お申込 金額 <sup>2</sup> に 応 じ て
		1億口(円)未満	上限3.15%(税抜3.00%)		
		1億口(円)以上 5億口(円)未満	上限2.10%(税抜2.00%)		
		5億口(円)以上	上限1.05%(税抜1.00%)		
		1 お申込代金 = (基準価額 × お申込口数) + お申込手数料 2 お申込金額 = 基準価額 × お申込口数 * 詳細は、販売会社にて確認してください。			
保 有 時	信託報酬	純資産総額に対して年率1.6485%(税抜1.5700%)			
	監査費用	純資産総額に対して 年率0.0042%(税抜0.0040%)以内			
	その他の費用	有価証券等の売買および保管ならびに信託事務にかかる諸費用等についても信託財産から差引かれます。			
ご 換 金 時	ご換金手数料	かかりません。			
	信託財産留保額	ご換金の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%			

\* お申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他の費用（国内において発生するものに限り、）については、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

\* その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

\* 前記の費用（手数料等）については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

\* 詳細は、本投資信託説明書（交付目論見書）の該当箇所をご覧ください。  
以上

【ファンドの概要】

## エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)

本概要は、本投資信託説明書(交付目論見書)の記載内容を要約したものです。  
 詳細は、本投資信託説明書(交付目論見書)の該当箇所をご覧ください。

商品分類	追加型株式投資信託 / 自動けいぞく投資可能
運用の基本方針	ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券を通じて、エマージング・カントリーのソブリン債券(国債、政府保証債等をいいます。)および準ソブリン債券(政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。)を主要投資対象とします。
主な投資制限	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
価格変動リスク	公社債など値動きのある証券(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
当初設定日	平成15年8月8日
信託期限	平成35年8月5日まで
決算日	毎月5日(休業日のときは翌営業日)
お申込期間	平成19年11月7日から平成20年11月5日まで。 お申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。 ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、お申込みはできません。 * お申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
お申込単位	(当初元本1口 = 1円) 「分配金受取コース」 1万口単位または1万円以上1円単位です。 「自動けいぞく投資コース」 1万円以上1円単位です。 (販売会社によりコースの名称が異なる場合があります。以下同じ。) ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資によるお申込みについては、1円単位とします。 なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいはお申込単位が異なる場合があります。

お 申 込 価 額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 お申込受付時間は、原則として午後3時(半休日のときは午前11時)までとさせていただきます。
お 申 込 手 数 料	お申込受付日の翌営業日の基準価額に対して、以下の手数料率がかかります。 (お申込みになる販売会社により異なります。) (手数料率)お申込口数に応じ、基準価額に対して 1億口未満の場合 上限3.15%(税抜3.00%) 1億口以上5億口未満の場合 上限2.10%(税抜2.00%) 5億口以上の場合 上限1.05%(税抜1.00%) (手数料率)お申込代金 <sup>*1</sup> に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限3.15%(税抜3.00%) 1億円以上5億円未満の場合 上限2.10%(税抜2.00%) 5億円以上の場合 上限1.05%(税抜1.00%) (手数料率)お申込金額 <sup>*2</sup> に応じ、基準価額に対して 1億円未満の場合 上限3.15%(税抜3.00%) 1億円以上5億円未満の場合 上限2.10%(税抜2.00%) 5億円以上の場合 上限1.05%(税抜1.00%) (*1)お申込代金 = (お申込受付日の翌営業日の基準価額 × お申込口数) + お申込手数料 (*2)お申込金額 = お申込受付日の翌営業日の基準価額 × お申込口数 * お申込手数料は消費税等相当額を含みます。
スイッチング 手数料	販売会社によっては、スイッチングを取扱う場合があります。その場合のお申込手数料は無手数料とします。また、解約をするファンドは信託財産留保額と源泉税が差引かれます。
信 託 報 酬	純資産総額に対して年1.6485%(税抜1.5700%)の率を乗じて得た額とします。 * 信託報酬は消費税等相当額を含みます。
監 査 費 用	純資産総額に対して年0.0042%(税抜0.0040%)以内の率を乗じて得た額とします。 * 監査費用は消費税等相当額を含みます。
収 益 分 配	毎月5日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 「分配金受取コース」 収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日以内に、販売会社において、受益者にお支払いします。 「自動けいぞく投資コース」 収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。

換 金 価 額	<p>換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。</p> <p>換金のお申込受付時間は、原則として午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社が受付けたものを当日の換金請求とします。</p> <p>信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超えるご換金には行えないものとします。</p> <p>ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、ご換金の請求はできません。</p>
信託財産留保額	<p>換金の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。</p> <p>なお、スイッチングに伴う解約を行う場合にも、信託財産留保額が差引かれます。</p>
換 金 代 金 の お 支 払 い	<p>原則として換金の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。</p>

ご投資者の皆様におかれましては、ファンドの内容およびリスク等についてご理解のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

## ファンドの特色

ファミリーファンド方式により、エマージング・カントリー<sup>\*1</sup>のソブリン債券<sup>\*2</sup>および準ソブリン債券<sup>\*3</sup>を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

- \*1 エマージング・カントリーとは、一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なもの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。以下「新興国」ということがあります。
  - \*2 ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。
  - \*3 準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。
- (a) エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「親投資信託」または「マザーファンド」ということがあります。)受益証券を通じて、新興国が発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。(一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。)
- (b) グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- (c) ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
- イ. プレディ債(新興国の政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。)
  - ロ. ユーロ債(米ドル建・ユーロ建)。(プレディ債以外の債券で、新興国の政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)
  - ハ. 現地米ドル建債・現地ユーロ建債(新興国の政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)

- (d) ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
- イ. 新興国単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
  - ロ. ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
  - ハ. ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
- ニ. 新興国の同一企業(政府関連機関を含みます。)が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ. 新興国の現地通貨建資産への実質投資は、行いません。
- (e) 一般的に新興国の発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して、相対的に高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクも高いと考えられます。

主要格付機関による格付けの表記方法

	Moody's 社	S & P 社	
高い信用力	A a a	A A A	投資適格債
↑	A a	A A	
格付け	A	A	
↓	B a a	B B B	
	B a	B B	高利回り債 (ハイイールド債)
	B	B	
	C a a	C C C	
低い信用力	C a	C C	
	C	C	
		D	

- (f) JPMorgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。
- JPMorgan EMBI Global Diversified は JP モルガン・チェース・アンド・カンパニーが算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。同インデックスはエマージング・カントリーの国債を中心とした債券の投資総合収益を指数化したものです。
- ベンチマークは米ドル建の JPMorgan EMBI Global Diversified を対顧客電信売買相場の仲値により委託会社が円換算したものです。

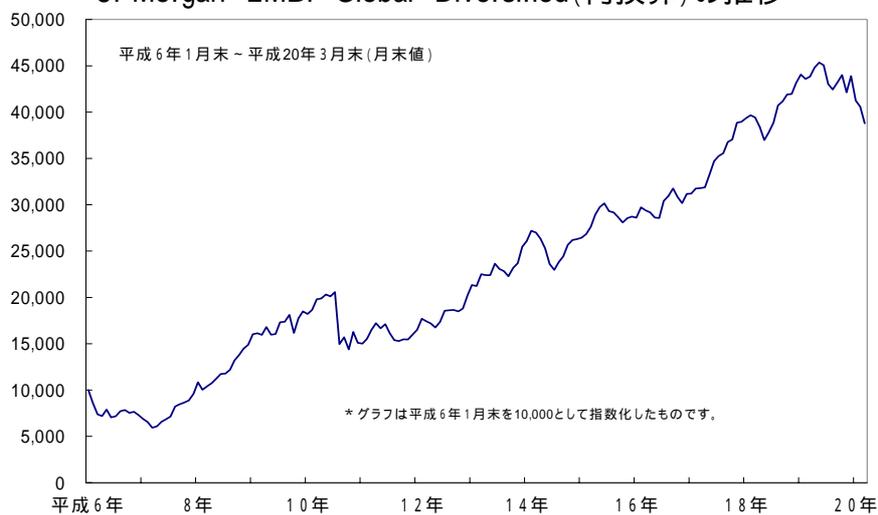
平成20年3月末現在、同インデックス算出の対象となっている国々は以下の通りです。

なお、ファンドは、対象国以外の新興国に投資を行う場合があります。

中南米	アジア	欧州・中近東・アフリカ等
アルゼンチン	スリランカ	ブルガリア
ベリーズ	中国	ガボン
ブラジル	インドネシア	ハンガリー
チリ	マレーシア	カザフスタン
コロンビア	パキスタン	ポーランド
ジャマイカ	フィリピン	ロシア
ドミニカ共和国	ベトナム	セルビア
エクアドル		トルコ
エルサルバドル		ウクライナ
メキシコ		イラク
パナマ		ガーナ
ペルー		レバノン
トリニダード・トバゴ		コートジボワール
ウルグアイ		エジプト
ベネズエラ		南アフリカ
		チュニジア

(出所:JP モルガン・チェース・アンド・カンパニー)

JPMorgan EMBI Global Diversified(円換算)の推移



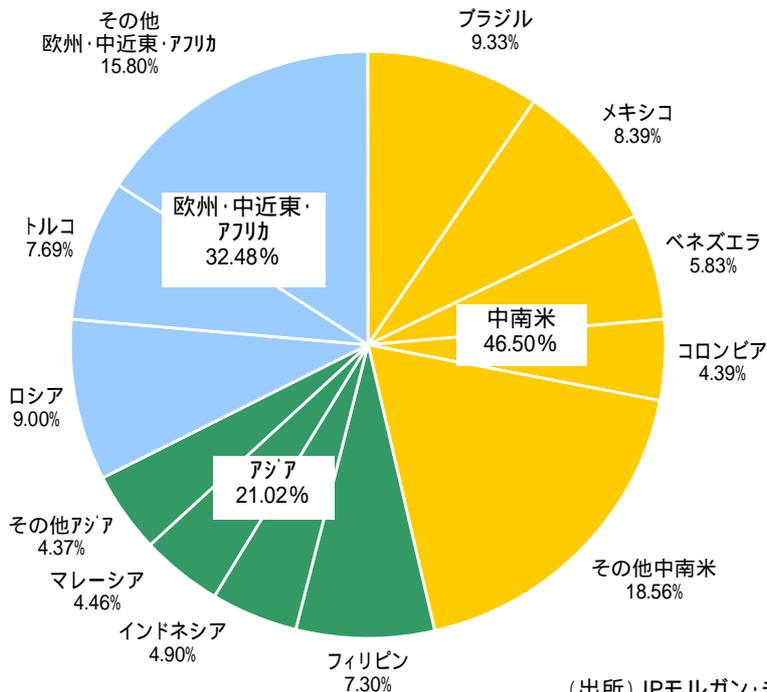
(出所: Bloomberg)

\* 上記のグラフはあくまでもインデックスの過去の推移であり、ファンドの将来の成果を約束するものではありません。

ベンチマークは米ドル建の JPMorgan EMBI Global Diversified を三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値により委託会社が円換算したうえ設定時を10,000として指数化したもので、JP モルガン・チェース・アンド・カンパニーはベンチマークに関し一切の責任を負いません。

JPMorgan EMBI Global Diversified の国別構成比

(平成20年3月末現在)



(出所)JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー

\* 上記の構成比はベンチマークの構成比であり、ファンドの構成比とは必ずしも一致しない可能性があります。

- (g) 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、米ドル建資産以外の実質外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- (h) 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- (i) 投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- (j) 運用指図委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、マザーファンドの運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つで、独立系運用専門会社として運用に特化する体制を維持しています。徹底した社内リサーチ能力を活用し、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

毎月5日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

(a)「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日以内に支払います。

(b)「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

取得の申込単位は以下の通りです。

(当初元本1口 = 1円)

(a)「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

(b)「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。

信託期限は平成35年8月5日までです。

原則として、この期間はいつでも取得・換金のお申込みができます。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超えるご換金を行えないものとします。

(ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、お申込みはできません。)

## ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。  
(主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

組入れられた有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります。)の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

### 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資しています(ただし、これらに限定されるものではありません)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。

### 金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、ファンドの基準価額の変動要因となります。

ファンドは米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション\*が長いほど大きくなります。

\* デュレーションとは、「債券の平均回収期間」および「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味します。

### 信用リスク(デフォルト・リスク)

発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

一般的に、新興国の発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

## カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率などの経済状況が著しく変化する可能性があります。
  - ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化、海外からの投資規制導入等の可能性があります。
  - ・海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
  - ・先進国と比較して情報開示に係わる制度や慣習等が異なる場合があります。
- この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

## 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性があります。

## ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

## ベンチマークについての留意点

「JPMorgan EMBI Global Diversified (円換算)」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

## 運用指図の権限委託に関わる留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。

なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

## その他の主な留意点

- ・受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合には、解約資金を手当てするために保有債券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、ファンドの基準価額が大きく変動することがあります。
- ・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- ・計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われなくてもあります。
- ・法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

## ご投資の手引き

### お申込みに関しては

#### <お申込み>

販売会社でお申込期間(平成19年11月7日から平成20年11月5日)にお申込みいただけます。

取得のお申込みの受付は、お申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、取得のお申込みはできません。

\* お申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

#### <お申込単位・価額>

(当初元本1口 = 1円)

「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいはお申込単位が異なる場合があります。(販売会社が「エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)」からの乗換え(以下「スイッチング」といいます。)を取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、販売会社が別に定める単位とします。)

お申込価額は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。

< お申込手数料 >

(手数料率)お申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限3.15%(税抜3.00%)
1億口以上5億口未満の場合	上限2.10%(税抜2.00%)
5億口以上の場合	上限1.05%(税抜1.00%)
(手数料率)お申込代金に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15%(税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10%(税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05%(税抜1.00%)
(手数料率)お申込金額に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15%(税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10%(税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05%(税抜1.00%)

お申込口数、お申込代金またはお申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。お申込手数料は消費税等相当額を含みます。

お申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得たお申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額となります。

\* 「お申込代金」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額にお申込口数を乗じて得た金額に、お申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した金額をいいます。

\* 「お申込金額」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額にお申込口数を乗じて得た金額をいいます。

償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合(以下「償還乗換え\*」)といえます。)には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。)で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。(償還乗換え優遇)

\* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(注)をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込み場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

(注) 信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取代金または解約金を含みます。

販売会社によっては、スイッチングによる取得申込みを取扱う場合があります。その場

合のお申込手数料は無手数料とします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドは、信託財産留保額が差引かれ、個別元本超過額に対して課税されます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについても無手数料とします。

## 収益分配に関しては

### < 収益分配時期 >

毎月5日(休業日のときは翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

#### 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日以内にお支払いします。

#### 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

### < お手取額 >

お客様の個別元本により普通分配金(課税)と特別分配金(非課税)が計算されます。

・分配落ち後の基準価額が、個別元本と同額または上回る場合には、全額が普通分配金となります。

・分配落ち後の基準価額が、個別元本を下回る場合には、分配金の範囲内で下回る部分に相当する金額が特別分配金、残余の金額が普通分配金となります。

普通分配金は課税対象扱いとなりますので、お手取額は所得税および地方税を差引いた額となります。

なお、特別分配金を受取った場合は、投資元本の一部を払戻したことになり、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。また、特別分配金については非課税となります。

### < お支払開始日 >

「分配金受取コース」については、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者にお支払いします。

## ご換金に関しては

### < ご換金のお申込み >

ご換金の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時(半休日のときは午前11時)までに、販売会社所定の方法で行われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超えるご換金はいえないものとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、ご換金の請求はできません。

### < ご換金単位 >

販売会社が定める単位とします。

### < お手取額 >

解約の場合、解約価額から所得税および地方税(当該解約価額が個別元本を超過した額に対してかかります。)を差引いた額となります。なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

買取りの場合、買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額(所得税)に相当する額を差引いた価額とします。(源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引かれません。)

### < お支払日 >

換金代金は、原則としてご換金の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者にお支払いします。

## 償還に関しては

### < 信託期間 >

平成15年8月8日から平成35年8月5日までとします。

ただし、委託会社は、一部解約により、ファンドの受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、途中で信託を終了させることができます。

また、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。なお、これらの場合において、あらかじめ、監督官庁に届出ます。

### < お手取額 >

償還価額から償還価額とお客様の個別元本との差額に対して所得税および地方税を差引いた額となります。償還価額が個別元本を下回っている場合には、税金はかかりません。

### < お支払開始日 >

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日のときは翌営業日)から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者にお支払いします。

## 運用状況を知るには

委託会社は、6ヵ月毎(毎年2月および8月の決算日を基準とします。)および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

## 費用と税金

お申込みからご換金・償還までの間に直接あるいは間接的にご負担いただく費用・税金は以下の通りです。

時期	項目	費用・税金
<b>直接負担</b>		
申込み時	申込手数料	(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して
		1億口未満の場合 上限3.15% (税抜3.00%)
		1億口以上5億口未満の場合 上限2.10% (税抜2.00%)
		5億口以上の場合 上限1.05% (税抜1.00%)
		(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して
		1億円未満の場合 上限3.15% (税抜3.00%)
		1億円以上5億円未満の場合 上限2.10% (税抜2.00%)
		5億円以上の場合 上限1.05% (税抜1.00%)
		(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して
1億円未満の場合 上限3.15% (税抜3.00%)		
1億円以上5億円未満の場合 上限2.10% (税抜2.00%)		
5億円以上の場合 上限1.05% (税抜1.00%)		
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。
<b>換金時</b>		
解約	所得税および地方税	個別元本超過額に対して課税されます。
	換金手数料	(かかりません) 0
	信託財産留保額	基準価額に対して 0.5%
買取り	所得税相当額	(一定の要件の下で差引かれません)
	所得税および地方税	買取差益に対して課税されます。
	換金手数料	(かかりません) 0
	信託財産留保相当額	基準価額に対して 0.5%
償還時	所得税および地方税	個別元本超過額に対して課税されます。
<b>間接負担</b>		
保有時 (毎日)	信託報酬	純資産総額に対して年1.6485% (税抜1.5700%)
	監査費用	純資産総額に対して年0.0042% (税抜0.0040%) 以内
	その他の費用	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等

\* 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他の費用(国内において発生するものに限り、)については、消費税等相当額を含みます。

\* その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

\* 前記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

(注) 税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

## 目 次

	頁
第一部 証券情報 .....	1
第二部 ファンド情報 .....	6
第1 ファンドの状況 .....	6
1 ファンドの性格 .....	6
2 投資方針 .....	12
3 投資リスク .....	20
4 手数料等及び税金 .....	24
5 運用状況 .....	30
6 手続等の概要 .....	39
7 管理及び運営の概要 .....	42
第2 財務ハイライト情報 .....	46
第3 内国投資信託受益証券事務の概要 .....	48
第4 ファンドの詳細情報の項目 .....	50
「エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）」 約款	
「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」 約款	

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）  
（以下「ファンド」といいます。）

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社である国際投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額\*とします。

なお、原則として午後3時（半休日のときは午前11時）までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

\* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会先は、「(8) 申込取扱場所」（以下「販売会社」といいます。）または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「エマ毎月」として掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社（信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」という場合があります。）

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

受付時間外は音声自動応答システムによる「基準価額案内ダイヤル」が利用できます。

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(5) 【申込手数料】

(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億口以上5億口未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億口以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)

申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額となります。

\* 「申込代金」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額に、申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。

\* 「申込金額」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額をいいます。

償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込み場合（以下「償還乗換え<sup>\*</sup>」）には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。（償還乗換え優遇）

\* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（注）をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込み場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

（注）信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取代金または解約金を含みます。

販売会社によっては、「エマーシング・ソブリン・オープン（1年決算型）」からの乗換え（以下「スイッチング」といいます。）による取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は無手数料とします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドは、信託財産留保額が差引かれ、個別元本超過額に対して課税されます。

「自動けいぞく投資コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）に係る収益分配金の再投資による取得申込みについても無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(6) 【申込単位】

収益分配金の受取方法により、2つのコースがあり、申込単位が異なります。(原則として、コースを途中で変更することはできません。)

(当初元本1口 = 1円)

「分配金受取コース」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)

1万口単位または1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

なお、「自動けいぞく投資コース」について、販売会社によっては、定期引出契約<sup>\*</sup>を締結することができる場合があります。

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)に関する契約<sup>\*</sup>を締結することができる場合があります。その場合は、当該契約で規定する申込単位となります。

<sup>\*</sup> 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。(販売会社がスイッチングを取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、販売会社が別に定める単位とします。)

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

(7) 【申込期間】

平成19年11月7日から平成20年11月5日までです。

取得の申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、申込みはできません。

<sup>\*</sup> 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

照会先は以下の通りです。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311(フリーダイヤル)

(受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時(半休日のときは午前9時～正午))

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(9) 【払込期日】

投資者は、申込代金(申込金額(取得申込みの受付日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。))を加算した額)を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度に移行しており、振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社である国際投信投資

顧問株式会社の指定する口座を經由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（信託契約に係る受託者であり、以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」に同じです。

申込代金は取得の申込みを行った販売会社へ払込むものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込みの方法

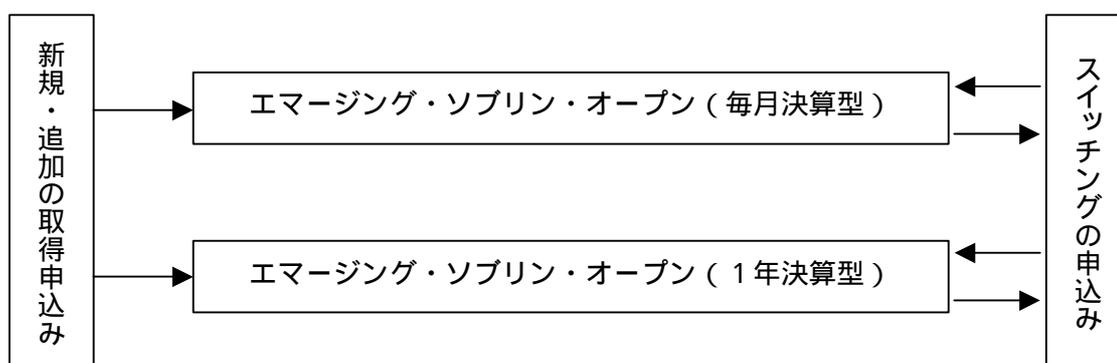
取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。（原則として、コースを途中で変更することはできません。）

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、初回の取得申込みのときに販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款\*」に基づく契約の締結等の諸手続きが必要となります。

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

販売会社によっては、「エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）」との間のスイッチングを取扱う場合があります。



日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

その他留意事項

- a. 金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。
- b. 申込代金には利息をつけません。
- c. 振替受益権について  
ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」とい

います。)に移行しており、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

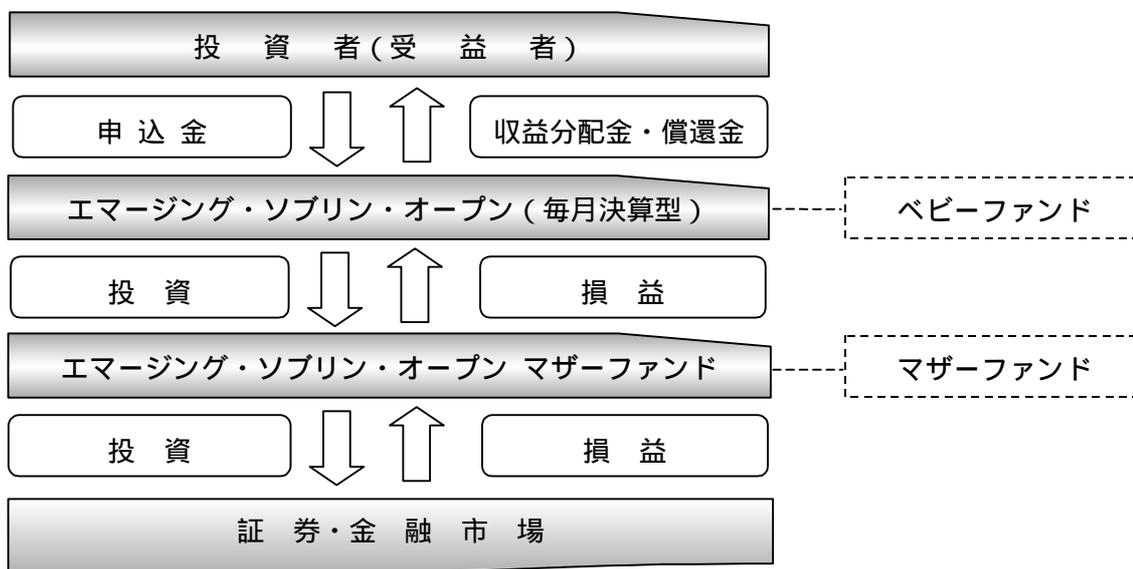
#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファミリーファンド方式\*により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

\* ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



信託金の限度額

2,000億円です。

\* 信託金の限度額は、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

基本的性格

追加型株式投資信託です。

ファンドの特色

a. ファミリーファンド方式により、エマーシング・カンントリー\*<sup>1</sup>のソブリン債券\*<sup>2</sup>および準ソブリン債券\*<sup>3</sup>を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

\*<sup>1</sup> エマーシング・カンントリーとは、一般的に、先進国と比較すると証券市場は未発達なもの、経済成長の著しい、あるいは可能性の高い新興諸国を指します。以下「新興国」ということがあります。

\*<sup>2</sup> ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

\*<sup>3</sup> 準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

(a) エマーシング・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「親投資信託」また

は「マザーファンド」ということがあります。) 受益証券を通じて、新興国が発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。(一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。)

- (b) グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- (c) ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
  - イ．プレディ債(新興国の政府が、1989年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。)
  - ロ．ユーロ債(米ドル建・ユーロ建)。(プレディ債以外の債券で、新興国の政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)
  - ハ．現地米ドル建債・現地ユーロ建債(新興国の政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)
- (d) ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
  - イ．新興国単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
  - ロ．ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
  - ハ．ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
  - ニ．新興国の同一企業(政府関連機関を含みます。)が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
  - ホ．新興国の現地通貨建資産への実質投資は、行いません。
- (e) 一般的に新興国の発行する債券は格付けが低く、先進国等が発行する上位格付け債券と比較して、相対的に高い利回りとなる傾向があります。したがって、相対的に高い投資収益率が期待できる反面、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクも高いと考えられます。

主要格付機関による格付けの表記方法

	Moody's 社	S & P 社	
高い信用力	A a a	A A A	投資適格債
↑	A a	A A	
格付け	A	A	
↓	B a a	B B B	
	B a	B B	高利回り債 (ハイイールド債)
	B	B	
	C a a	C C C	
低い信用力	C a	C C	
	C	C	
		D	

- (f) JPMorgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。  
JPMorgan EMBI Global DiversifiedはJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーが算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社

に帰属します。同インデックスはエマージング・カントリーの国債を中心とした債券の投資総合収益を指数化したものです。

ベンチマークは米ドル建のJPMorgan EMBI Global Diversifiedを対顧客電信売買相場の仲値により委託会社が円換算したものです。

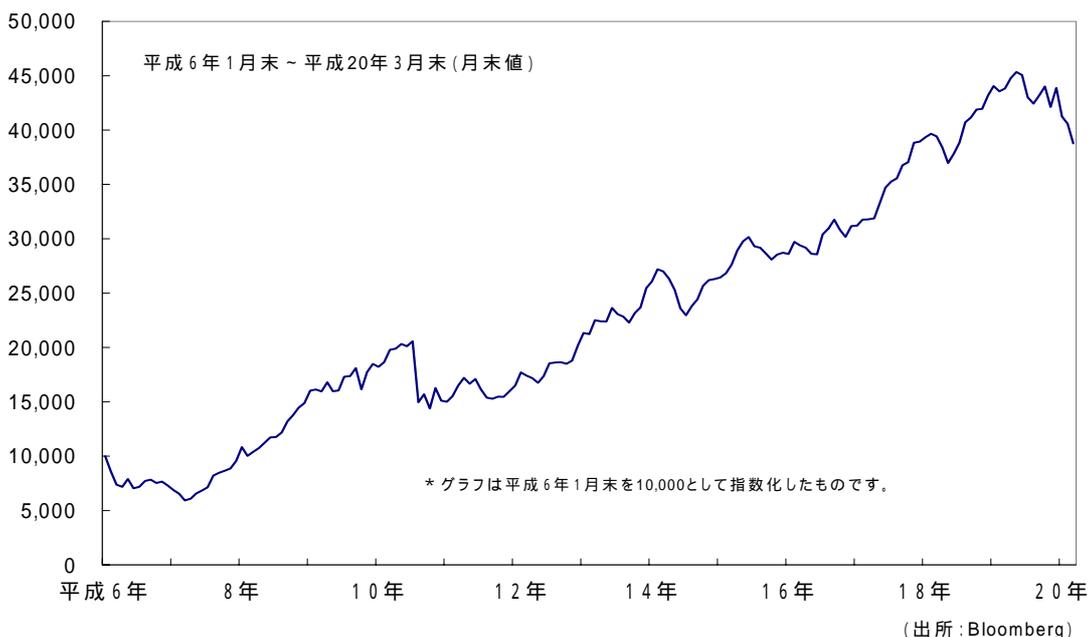
平成20年3月末現在、同インデックス算出の対象となっている国々は以下の通りです。

なお、ファンドは、対象国以外の新興国に投資を行う場合があります。

中南米	アジア	欧州・中近東・アフリカ等
アルゼンチン	スリランカ	ブルガリア
ベリーズ	中国	ガボン
ブラジル	インドネシア	ハンガリー
チリ	マレーシア	カザフスタン
コロンビア	パキスタン	ポーランド
ジャマイカ	フィリピン	ロシア
ドミニカ共和国	ベトナム	セルビア
エクアドル		トルコ
エルサルバドル		ウクライナ
メキシコ		イラク
パナマ		ガーナ
ペルー		レバノン
トリニダード・トバゴ		コートジボワール
ウルグアイ		エジプト
ベネズエラ		南アフリカ
		チュニジア

(出所:JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー)

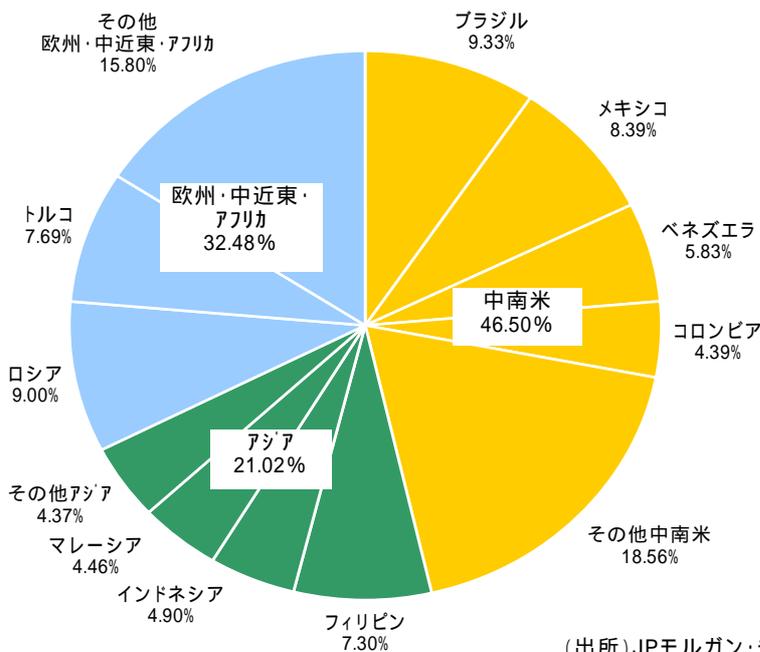
JPMorgan EMBI Global Diversified (円換算) の推移



\* 上記のグラフはあくまでもインデックスの過去の推移であり、ファンドの将来の成果を約束するものではありません。

ベンチマークは米ドル建の JPMorgan EMBI Global Diversified を三菱東京 U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値により委託会社が円換算したうえ設定時を 10,000 として指数化したもので、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーはベンチマークに関し一切の責任を負いません。

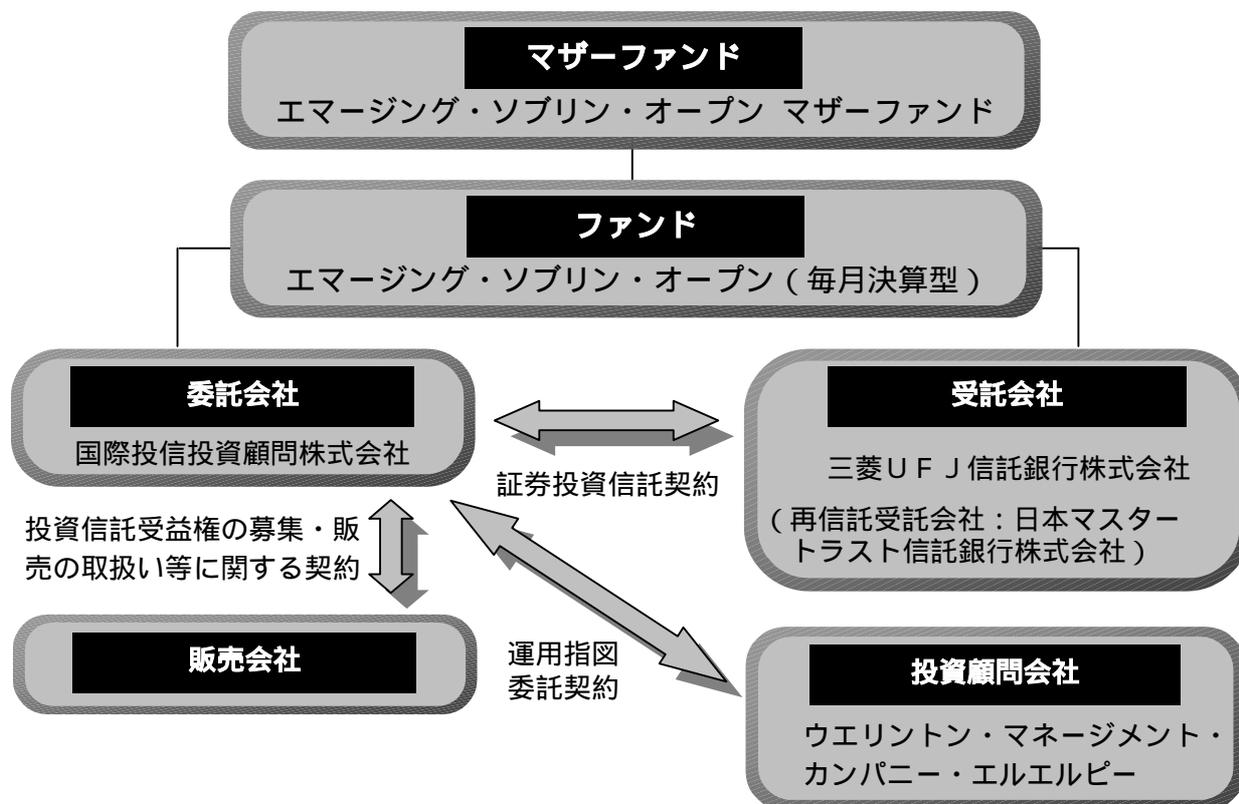
JPMorgan EMBI Global Diversified の国別構成比  
(平成 20 年 3 月 末 現 在)



\* 上記の構成比はベンチマークの構成比であり、ファンドの構成比とは必ずしも一致しない可能性があります。

- (g) 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。  
ただし、米ドル建資産以外の実質外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- (h) 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- (i) 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- (j) 運用指図委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、マザーファンドの運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。  
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、1928年に創業した米国最古の運用機関の一つで、独立系運用専門会社として運用に特化する体制を維持しています。徹底した社内リサーチ能力を活用し、グローバルな視点から、新興国債券の運用専任チームがポートフォリオ管理を行います。
- b. 毎月決算を行い、収益の分配を行います。  
毎月5日（休業日のときは翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
- (a) 「分配金受取コース」  
収益分配金は、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日以内に支払います。
- (b) 「自動けいぞく投資コース」  
収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。
- c. 取得の申込単位は以下の通りです。  
(当初元本1口 = 1円)
- (a) 「分配金受取コース」  
1万口単位または1万円以上1円単位です。
- (b) 「自動けいぞく投資コース」  
1万円以上1円単位です。
- ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。
- なお、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。
- d. 信託期限は平成35年8月5日までです。  
原則として、この期間はいつでも取得・換金のお申込みができます。  
信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超えるご換金はいえぬものとします。  
(ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、お申込みはできません。)

(2) 【ファンドの仕組み】  
 ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- a. 委託会社（国際投信投資顧問株式会社）  
 信託財産の運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- b. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）  
 信託財産の管理業務等を行います。
- c. 投資顧問会社（ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー）  
 ファンドおよびマザーファンドの運用指図等を行います。
- d. 販売会社  
 受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a. 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）  
 証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- b. 運用指図委託契約（委託会社と投資顧問会社との契約）  
 運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。
- c. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）  
 受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

a . 資本金（平成20年3月末現在）

26億8千万円

b . 沿革

昭和58年3月 国際投信委託株式会社設立

昭和59年12月 国際投資顧問株式会社設立

平成9年7月 両社の合併により国際投信投資顧問株式会社に商号変更

c . 大株主の状況（平成20年3月末現在）

氏名または名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	3,960株	30.46%
エム・ユー・エス・ファシリティサービス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,427株	10.97%
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	1,400株	10.77%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

ファンド	マザーファンド
ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。	高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 投資態度

ファンド	マザーファンド
<p>a . エマージング・ソブリン・オープンマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>b . 親投資信託受益証券を通じて、エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）</p> <p>c . グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。</p> <p>d . ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。</p> <p>(a) プレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）</p>	<p>a . エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）</p> <p>b . グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。</p> <p>c . ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。</p> <p>(a) プレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）</p> <p>(b) ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。</p>

<p>ランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。)</p> <p>(b) ユーロ債(米ドル建・ユーロ建)。(ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)</p> <p>(c) 現地米ドル建債・現地ユーロ建債(エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)</p> <p>e. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。</p> <p>(a) エマージング・カントリー単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。</p> <p>(b) ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。</p> <p>(c) ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。</p> <p>(d) エマージング・カントリーの同一企業(政府関連機関を含みます。)が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>(e) エマージング・カントリーの現地通貨建資産への実質投資は、行いません。</p> <p>f. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、米ドル建資産以外の実質外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。</p> <p>g. 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。</p> <p>h. 投資対象国における非常事態(金融危</p>	<p>(ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)</p> <p>(c) 現地米ドル建債・現地ユーロ建債(エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。)</p> <p>d. ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。</p> <p>(a) エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。</p> <p>(b) ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。</p> <p>(c) ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。</p> <p>(d) エマージング・カントリーの同一企業(政府関連機関を含みます。)が発行する債券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>(e) エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。</p> <p>e. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。</p> <p>f. 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。</p> <p>g. 投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p> <p>i . 運用指図委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、親投資信託の運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。</p>	<p>の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。</p> <p>h . 運用指図委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

ファンド	マザーファンド
<p>親投資信託受益証券を通じて、エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。</p>	<p>エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。</p>

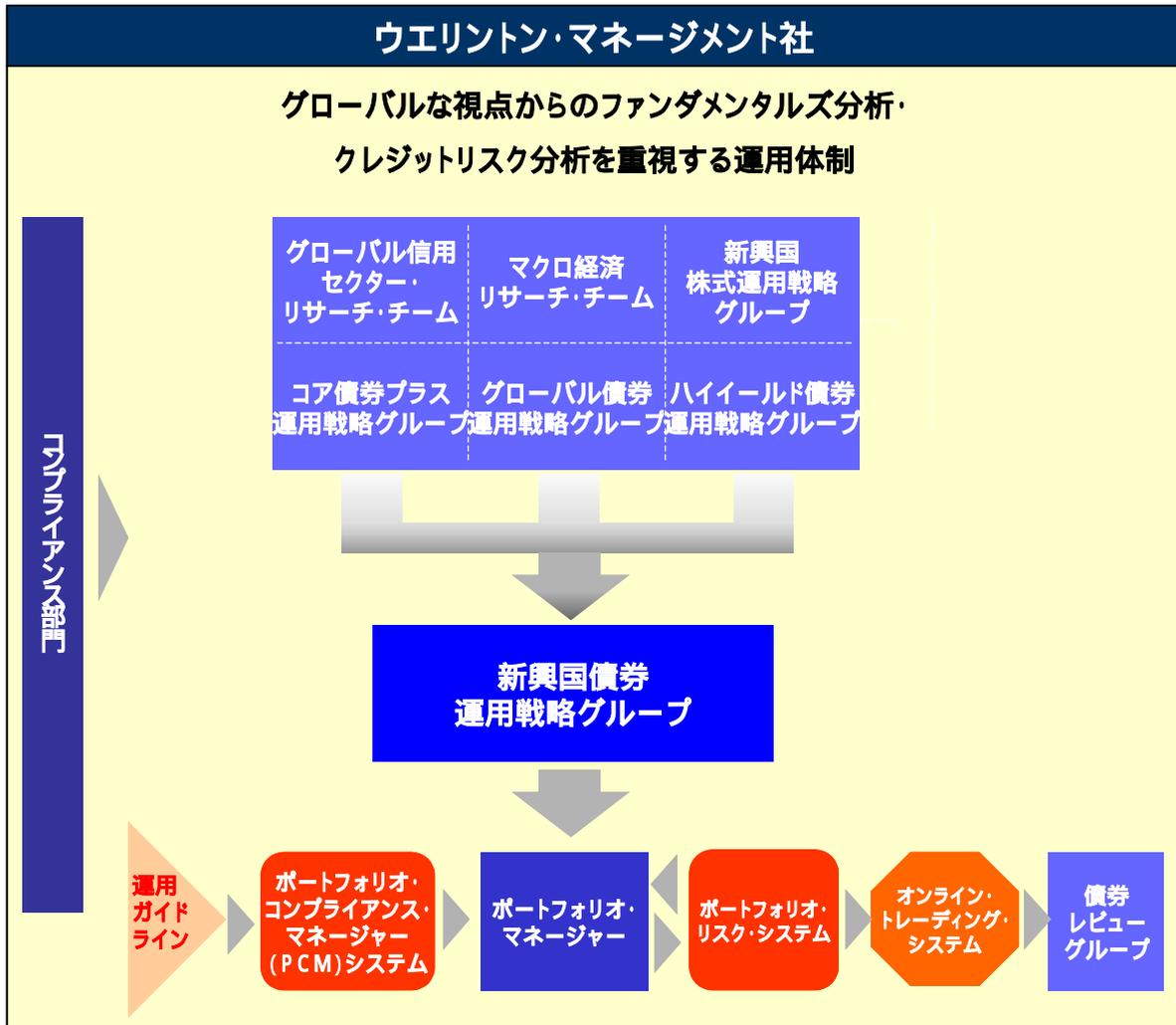
\* くわしくは、投資信託約款を参照してください。

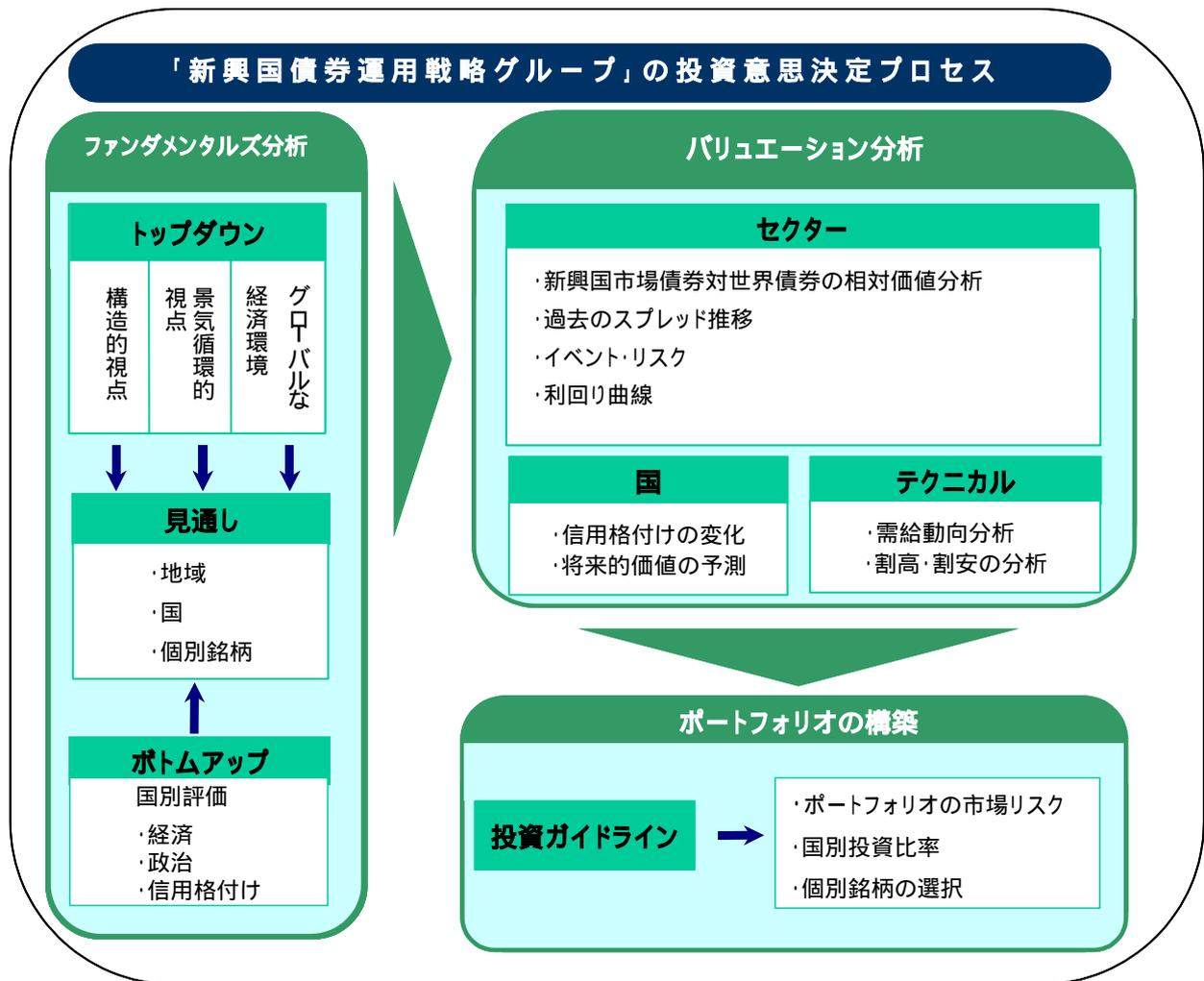
(3) 【運用体制】

委託会社は、運用の指図に関する権限の全部または一部をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（以下「ウエリントン・マネージメント社」といいます。）に委託します。ウエリントン・マネージメント社および委託会社の運用体制は次の通りです。

ウエリントン・マネージメント社の運用体制（平成19年12月末現在）

ファンドは、グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジット分析を重視する運用体制で行います。





**参考**

ウエリントン・マネージメント社の運用部門および関連部署の人員体制

新興国債券運用戦略グループ	18名
トレーダー	48名
債券レビュー・グループ	13名
コンプライアンス部門	45名
プロダクト・マネジメント部	70名

ウエリントン・マネージメント社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。

ウエリントン・マネージメント社は、投資顧問業者として米国証券取引委員会（SEC）に登録を行っており、同社が運用を行う全ての顧客勘定に適用される投資顧問業法206条（4）-7のコンプライアンス・プログラム・ルールに従って、同法を遵守するための合理的な政策や方針書（倫理規範を始め、ポートフォリオ・マネジメント、売買執行、口座管理、マーケティングおよびコミュニケーションに関するもの）を策定・導入しています。これらの政策・方針書により、受託者としての業務の基準を維持しています。

委託会社の運用体制

a. 外部委託運用部の役割

ウエリントン・マネージメント社の運用が、ファンドの運用ガイドラインを遵守して行われているかを日々チェックします。

b. コンプライアンス部の役割

ファンドの運用について、法令等の遵守状況に関し、定期的にチェックします。

c. リスク管理部の役割

ファンドのパフォーマンス測定を定期的に行うと共に、パフォーマンス評価を随時行います。その評価結果については外部委託運用部および関係各部を通じてウエリントン・マネージメント社に通知することがあります。

参考

委託会社の運用部門および関連部署の人員体制（平成20年3月末現在）

株式運用部	27名
債券運用部	17名
外部委託運用部	9名
運用企画部	13名
経済調査部	8名
トレーディング部	9名
リスク管理部	13名
コンプライアンス部	6名

ファンドの運用は、外部委託運用部が担当します。

関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。

また、受託会社については、年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

収益分配方針

毎月5日（休業日のときは翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約\*」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

\* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きま  
す。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で申込代金支払前  
のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申  
込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日以内(予定)に支払いま  
す。

なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するもの  
とし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。「自動けいぞく投資コー  
ス」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投  
資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利  
息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬(当  
該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。)を控除した後、その残金  
を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その  
一部を分配準備積立金として積立てることができます。
  - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸  
経費、信託報酬(当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。)を控  
除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益  
者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積  
立金として積立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### (5) 【投資制限】

##### ファンドに関する主な投資制限

- a. 親投資信託への投資(約款 運用の基本方針 3. 投資制限(1))  
親投資信託への投資割合は、制限を設けません。
- b. 株式への投資(約款 運用の基本方針 3. 投資制限(2))  
株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法  
第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債  
と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの  
(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新  
株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取  
得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- c. 新株引受権証券等への投資(約款 運用の基本方針 3. 投資制限(3))  
新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産  
の純資産総額の10%以内とします。
- d. 同一銘柄の株式への投資制限(約款 運用の基本方針 3. 投資制限(4))  
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以  
内とします。
- e. 同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款 運用の基本方針 3. 投資制限(5))  
同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財

産の純資産総額の5%以内とします。

- f. 外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針 3. 投資制限(8)）

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

マザーファンドに関する主な投資制限

- a. 株式への投資（約款 運用の基本方針 3. 投資制限(1)）

株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- b. 新株引受権証券等への投資（約款 運用の基本方針 3. 投資制限(2)）

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- c. 同一銘柄の株式への投資制限（約款 運用の基本方針 3. 投資制限(3)）

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- d. 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款 運用の基本方針 3. 投資制限(4)）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- e. 外貨建資産への投資（約款 運用の基本方針 3. 投資制限(7)）

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

- \* くわしくは、投資信託約款を参照してください。

法令による投資制限

- a. 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

- b. デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

- \* 平成20年3月末現在、「エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）」以外で「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」に投資を行っている他のファンド（投資を行う予定の他のファンドを含みます。）は以下の通りです。また、今後も「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」に投資する他のファンドが設定される場合があります。

「エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）」

「エマージング・ソブリン・ファンド」

「グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）」

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドおよびマザーファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下の通りです。  
(主なリスクおよび留意点であり、以下に限定されるものではありません。)

組入れられた有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります。）の値動きにより、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて受益者に帰属します。したがって元本が保証されているものではありません。

#### 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

#### 金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。

ファンドは米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション\*が長いほど大きくなります。

\* デュレーションとは、「債券の平均回収期間」および「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味します。

#### 信用リスク（デフォルト・リスク）

発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性などにより債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。

一般的に、新興国の発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

#### カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a．先進国と比較して経済状況が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率などの経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b．政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化、海外からの投資規制導入等の可能性があります。
- c．海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
- d．先進国と比較して情報開示に係わる制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等

の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性があります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

ベンチマークについての留意点

「JPMorgan EMBI Global Diversified (円換算)」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげること保証するものではありません。

運用指図の権限委託に関わる留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。

なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

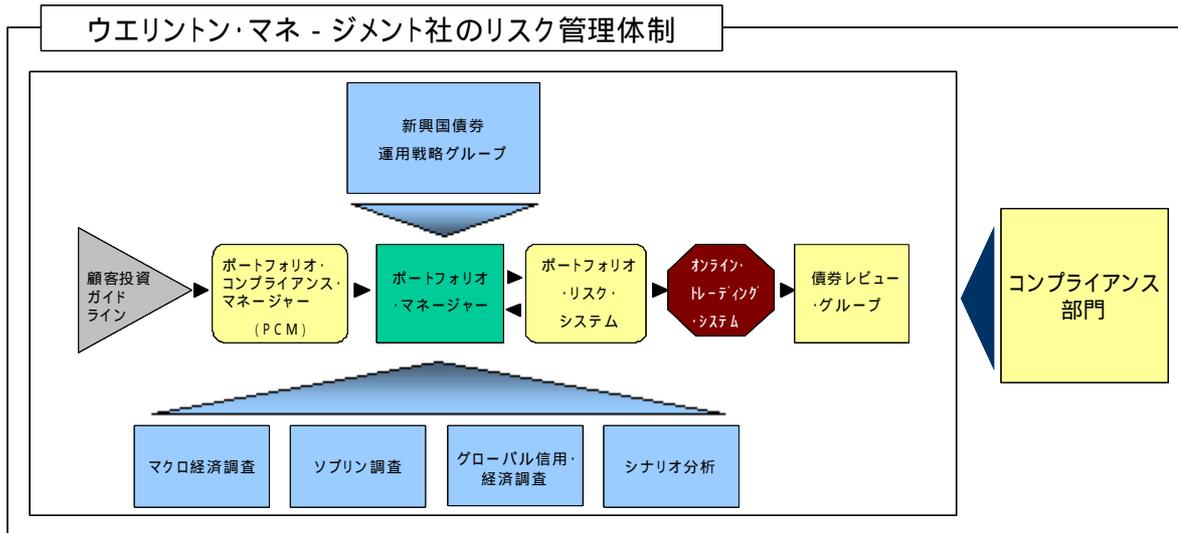
その他の主な留意点

- a . 受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合には、解約資金を手当てするために保有債券を大量に売却しなければならないことがあります。その結果、ファンドの基準価額が大きく変動することがあります。
- b . 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- c . 計算期末に、基準価額水準に応じて、別に定める分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。
- d . 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社は、運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント社に委託します。

ウエリントン・マネージメント社および委託会社では、ファンドの運用ガイドラインの遵守状況およびファンドの運用に係るリスクを多面的に管理します。



### ウエリントン・マネージメント社におけるリスク管理体制

コンプライアンスおよびポートフォリオ管理をポートフォリオ運用プロセスの重要な一部と位置づけており、ポートフォリオ・マネジメント部門、債券レビュー・グループ、コンプライアンス部門の3部門が関与します。

#### a . ポートフォリオ・マネジメント部門

ポートフォリオ・マネジメント・グループは、すべての取引を執行する前に各取引に含まれるリスクを検証します。各取引は個別にチェックが行われるだけでなく、既存ポートフォリオに与える影響についても検討され、取引執行後のポートフォリオが運用ガイドラインのリスク許容度の範囲内であるか、各運用戦略グループの方針と合致しているかを確認します。このプロセスにより、ポートフォリオ・マネジメント・グループは運用ガイドラインに抵触する恐れのある取引を執行前に把握することが可能となります。ウエリントン・マネージメント社では、ポートフォリオ・マネジメント・グループによる管理に加え、イントラネットをベースに、独自の最先端技術を用いたコンプライアンス管理システム、「ポートフォリオ・コンプライアンス・マネージャー」（以下「PCM」といいます。）を導入しています。PCMはコンプライアンス管理において重要な二つの機能を有しています。まず、PCMは各取引執行前にポートフォリオ・レベルで運用ガイドラインへの抵触がないかを検証します。このPCMによる検証は、前記のポートフォリオ・マネジメント・グループによる取引前のチェックに追加して行います。次に、PCMはポートフォリオの保有銘柄の検証を日々行い、運用ガイドラインが遵守されていることを確認します。

#### b . 債券レビュー・グループ

債券レビュー・グループは毎月会合を開催し、投資目標、制約条件といった「運用ガイドライン」と整合が取れた運用が行われているか、各運用戦略グループの投資戦略に則って運用されているかを検証します。

#### c . コンプライアンス部門

コンプライアンス部門は、顧客ガイドラインや法令遵守状況監視プログラムの制定、維持、遂行を行います。また法令を遵守した業務遂行が可能な管理体制を維持するために各種方針や倫理規定を整備します。

### 委託会社におけるリスク管理体制

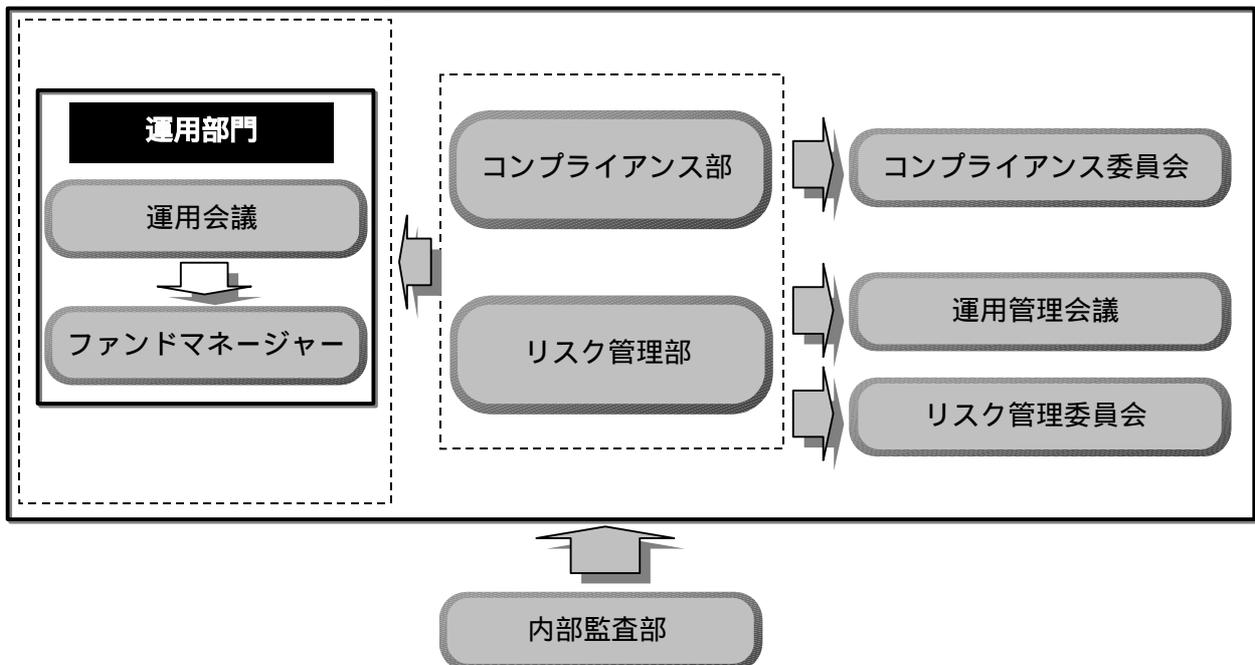
委託会社では、多面的に投資リスク管理を行っています。

- a . 外部委託運用部  
運用ガイドラインの遵守状況のチェックを行います。
- b . コンプライアンス部  
法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。
- c . リスク管理部  
運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。
- d . 内部監査部  
委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

この他に、投資リスク管理に関して、以下の会議体を設けています。

- \* コンプライアンス委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る法令等遵守状況、その他コンプライアンス上、重要な個別案件に関する審議、改善策等の検討を行っています。
- \* 運用管理会議（原則、毎月開催）において、原則として、全ファンドの運用実績の状況を報告するとともに、必要に応じて特定のファンドに対する詳細な分析を実施し、必要な改善策等の提言を行っています。
- \* リスク管理委員会（原則、毎月開催）において、信託財産の運用に係る運用リスク等に関する審議、改善策の検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制図



\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

取得から換金・償還までの間に直接あるいは間接的に負担となる費用・税金は以下の通りです。

時期	項目	費用・税金
<b>直接負担</b>		
申込み時	申込手数料	(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して
		1億口未満の場合 上限3.15% (税抜3.00%)
		1億口以上5億口未満の場合 上限2.10% (税抜2.00%)
		5億口以上の場合 上限1.05% (税抜1.00%)
		(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して
		1億円未満の場合 上限3.15% (税抜3.00%)
		1億円以上5億円未満の場合 上限2.10% (税抜2.00%)
		5億円以上の場合 上限1.05% (税抜1.00%)
		(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して
1億円未満の場合 上限3.15% (税抜3.00%)		
1億円以上5億円未満の場合 上限2.10% (税抜2.00%)		
5億円以上の場合 上限1.05% (税抜1.00%)		
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して課税されます。
<b>換金時</b>		
解約	所得税および地方税	個別元本超過額に対して課税されます。
	換金手数料	(かかりません) 0
	信託財産留保額	基準価額に対して 0.5%
買取り	所得税相当額	(一定の要件の下で差引かれません)
	所得税および地方税	買取差益に対して課税されます。
	換金手数料	(かかりません) 0
	信託財産留保相当額	基準価額に対して 0.5%
償還時	所得税および地方税	個別元本超過額に対して課税されます。
<b>間接負担</b>		
保有時 (毎日)	信託報酬	純資産総額に対して年1.6485% (税抜1.5700%)
	監査費用	純資産総額に対して年0.0042% (税抜0.0040%) 以内
	その他の費用	有価証券等の売買に関する費用・保管費用等

- \* 申込手数料、信託報酬、監査費用およびその他の費用(国内において発生するものに限り、)については、消費税等相当額を含みます。
  - \* その他の費用については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。
  - \* 前記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。
  - \* 課税の取扱いについては、「(5) 課税上の取扱い」を参照してください。
- (注) 税制等が改正された場合等は、変更になる場合があります。

(1) 【申込手数料】

(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億口以上5億口未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億口以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込代金*に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込金額*に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)

申込口数、申込代金または申込金額に応じて、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税等相当額を含みます。

申込代金は、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が前記手数料率を上限として、それぞれ別に定める率を乗じて得た申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加えた額となります。

\* 「申込代金」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した金額をいいます。

\* 「申込金額」とは、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額をいいます。

償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合(以下「償還乗換え\*」といいます。)には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。)で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。(償還乗換え優遇)

\* 償還乗換えとは、取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(注)をもって、その支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることがあります。

(注) 信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込みの受付日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取代金または解約金を含みます。

販売会社によっては、「エマーシング・ソブリン・オープン(1年決算型)」からの乗換え(以下「スイッチング」といいます。)による取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は無手数料とします。ただし、スイッチングにより解約をするファンドは、信託財産留保額が差引かれ、個別元本超過額に対して課税されます。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについても無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保（相当）額として、解約（買取り）の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%が差引かれます。（販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約（買取り）についても同様とします。）

(3) 【信託報酬等】

a．信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.6485%（税抜1.5700%）の率を乗じて得た額とします。

b．信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成20年3月末現在の料率、支払先および配分は、以下の通りです。

信託報酬率	委託会社	受託会社	販売会社
年1.6485% (税抜1.5700%)	年0.9450% (税抜0.9000%)	年0.0735% (税抜0.0700%)	年0.6300% (税抜0.6000%)

\* 信託報酬は消費税等相当額を含みます。

なお、委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

当該投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬からそのつど支弁するものとし、その投資顧問報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に、ファンドの純資産総額とエマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）、エマージング・ソブリン・ファンドおよびグローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）（ファンドのエマージング・ソブリン・オープン マザーファンド受益証券に係る純資産総額）の純資産総額とを合算した額に応じて段階的に定める次に掲げる率に応じて求めた率を乗じて得た額とします。

100億円以下の部分に対して	年0.55%
100億円超300億円以下の部分に対して	年0.50%
300億円超500億円以下の部分に対して	年0.45%
500億円超1,000億円以下の部分に対して	年0.40%
1,000億円超の部分に対して	年0.35%

(4) 【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

a．信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

b．信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率（年0.0042%（税抜0.0040%））以内の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

資金の借入れ

一部解約金の支払資金に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとします。

\* 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注) 手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

## (5) 【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

### a . 収益分配金に対する課税

#### ( a ) 平成16年1月1日から平成21年3月31日まで

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、10% ( 所得税7%および地方税3% ) の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

配当控除の適用はありません。

#### ( b ) 平成21年4月1日から

前記「( a ) 平成16年1月1日から平成21年3月31日まで」に記載の源泉徴収税率の10% ( 所得税7%および地方税3% ) が20% ( 所得税15%および地方税5% ) となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

### b . 解約時および償還時の課税

#### ( a ) 平成16年1月1日から平成21年3月31日まで

解約時の解約金および償還時の償還金が個別元本を上回っている場合にはその超過額について、10% ( 所得税7%および地方税3% ) の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い総合課税を選択することもできます。

解約時の解約金および償還時の償還金が個別元本を下回っている場合には、確定申告を行うことにより当該損失額を株式等と損益通算することが可能となり、その年に控除しきれない損失については、翌年以降3年間にわたり繰越控除の対象とすることができます。

配当控除の適用はありません。

#### ( b ) 平成21年4月1日から

前記「( a ) 平成16年1月1日から平成21年3月31日まで」に記載の源泉徴収税率の10% ( 所得税7%および地方税3% ) が20% ( 所得税15%および地方税5% ) となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

### c . 買取り時の課税等

#### ( a ) 平成16年4月1日から平成20年12月31日まで

買取りの際の手取額については、買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額 ( 所得税 ) に相当する額 ( 個別元本等超過額の7% ) を差引いた額とします ( 源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差

引かれません。)。地方税相当額は差引かれません。

買取差益については、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の申告分離課税の対象となり、原則として確定申告を行うことが必要です。

確定申告を行うことにより、買取りによる損益を株式等の譲渡損益として通算することが可能となり、その年に控除しきれない損失については、翌年以降3年間にわたり繰越控除の対象とすることができます。

(b) 平成21年1月1日から

前記「(a) 平成16年4月1日から平成20年12月31日まで」に記載の買取りについては、源泉徴収額に相当する額である個別元本等超過額の7%が15%となり、買取差益についての譲渡所得の10%（所得税7%および地方税3%）が20%（所得税15%および地方税5%）となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

法人の受益者に対する課税

a. 収益分配金、解約時および償還時の課税

(a) 平成16年1月1日から平成21年3月31日まで

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税は源泉徴収されません。なお、税額控除制度が適用されます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

益金不算入制度は適用されません。

(b) 平成21年4月1日から

前記「(a) 平成16年1月1日から平成21年3月31日まで」に記載の源泉徴収税率の7%が15%となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

b. 買取り時の課税等

(a) 平成16年4月1日から平成20年12月31日まで

買取りの際の手取額については、買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額（所得税）に相当する額（個別元本等超過額の7%）を差引いた額とします（源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引かれません。）。地方税相当額は差引かれません。なお、益金不算入制度は適用されません。また、当該源泉徴収額（所得税）に相当する額は税金でないため税額控除はありません。

(b) 平成21年1月1日から

前記「(a) 平成16年4月1日から平成20年12月31日まで」に記載の源泉徴収額に相当する額が個別元本等超過額の7%が15%となります。その他の記載については前記と同様の取扱いとなります。

個別元本について

a. 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

c. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社

毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

- d . 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a . 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b . 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

- \* 税制が改正された場合等は、前記の内容が変更になることがあります。
- \* 買取価額につきましては、買取請求を行った販売会社に確認してください。
- \* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認してください。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

(平成20年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	75,570,815,029	99.99
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		7,597,197	0.01
合計(純資産総額)		75,578,412,226	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (参考) エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド 投資状況

(平成20年3月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)	
公社債		110,182,451,169	92.98	
	国債証券	マレーシア	941,249,881	0.79
		フィリピン	2,979,396,414	2.51
		インドネシア	4,121,853,305	3.48
		アルゼンチン	5,354,163,175	4.52
		メキシコ	8,183,876,276	6.91
		ブラジル	9,924,638,495	8.37
		チリ	485,401,764	0.41
		トルコ	5,129,160,870	4.33
		エクアドル	2,111,500,738	1.78
		ガーナ	249,421,614	0.21
		コロンビア	4,248,616,812	3.59
		イスラエル	540,119,438	0.46
		モロッコ	996,554,454	0.84
		ペルー	5,359,170,112	4.52
		南アフリカ	2,213,765,678	1.87
		トリニダードトバゴ	630,148,762	0.53
		ウルグアイ	5,365,674,874	4.53
		ベネズエラ	5,013,430,577	4.23
		ロシア	13,155,616,885	11.10
		コスタリカ	2,073,107,433	1.75
		パナマ	2,956,771,209	2.50
		ウクライナ	3,614,712,998	3.05
		イラク	641,992,472	0.54
		ガボン共和国	890,513,767	0.75
	小計	87,180,858,003	73.57	
	特殊債券	マレーシア	2,728,834,252	2.30
		フィリピン	4,088,942,749	3.45
		インドネシア	4,047,208,608	3.42
		メキシコ	2,278,836,451	1.92
		ブラジル	711,054,842	0.60
		チリ	3,816,008,417	3.22
		トリニダードトバゴ	2,157,108,269	1.82
チュニジア		394,407,954	0.33	
ベネズエラ		810,887,764	0.68	
ロシア		897,628,259	0.76	
パナマ		373,350,500	0.32	
カザフスタン		600,060,246	0.51	
カタール		97,264,855	0.08	
小計		23,001,593,166	19.41	
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)			8,319,764,027	7.02
合計(純資産総額)		118,502,215,196	100.00	

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

\* その他の資産として下記の通り為替予約取引を利用しております。

(平成20年3月31日現在)

取引所	種類 / 名称等	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	4,868,302,400	4,702,446,798	3.97
	ユーロ	534,536,799	555,881,480	0.47
	売建			
	アメリカ・ドル	534,536,799	549,577,877	0.46
	ユーロ	4,538,165,400	4,541,058,900	3.83

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(全銘柄)

(平成20年3月31日現在)

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	総口数(口)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	エマージング・ソブリン・ オープン マザーファンド	親投資信託 受益証券	日本	54,575,586,791	1.4294	78,013,448,351	1.3847	75,570,815,029	99.99

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 親投資信託受益証券の帳簿価額単価及び評価額単価は、1口当たりの値です。

種類別投資比率

(平成20年3月31日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	99.99
合計		99.99

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド  
 投資有価証券の主要銘柄  
 (評価額上位30銘柄)

(平成20年3月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	通貨	券面総額	帳簿価額		評価額			利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
						単価	金額	単価	金額	金額 (円)			
1	ロシア	国債証券	RUSSIA STP REGS '300331	アメリカカ・ドル	72,646,200	114.56	83,224,936.94	115.41	83,847,226.98	8,400,653,671	7.5	2030/3/31	7.08
2	メキシコ	国債証券	UTD MEXICAN STS '340927	アメリカカ・ドル	33,431,000	108.75	36,356,212.50	111.40	37,242,134.00	3,731,289,405	6.75	2034/9/27	3.14
3	ウルグアイ	国債証券	URUGUAY REP '360321	アメリカカ・ドル	31,835,000	106.00	33,745,100.00	101.60	32,344,360.00	3,240,581,428	7.625	2036/3/21	2.73
4	ブラジル	国債証券	BRAZIL REPUBLIC '180115	アメリカカ・ドル	25,415,000	113.10	28,744,365.00	112.00	28,464,800.00	2,851,888,312	8.0	2018/1/15	2.40
5	ブラジル	国債証券	BRAZIL REPUBLIC '170117	アメリカカ・ドル	25,155,000	101.60	25,557,480.00	101.90	25,632,945.00	2,568,164,759	6.0	2017/1/17	2.16
6	ウクライナ	国債証券	UKRAINE GOVT REGS '110304	アメリカカ・ドル	23,425,000	104.46	24,469,755.00	103.28	24,193,340.00	2,423,930,734	6.875	2011/3/4	2.04
7	インドネシア	国債証券	INDONESIA REP '380117	アメリカカ・ドル	21,825,000	105.37	22,997,366.90	104.35	22,776,351.57	2,281,962,663	7.75	2038/1/17	1.92
8	コロンビア	国債証券	COLOMBIA REP '170127	アメリカカ・ドル	19,090,000	109.50	20,903,550.00	110.40	21,075,360.00	2,111,540,318	7.375	2017/1/27	1.78
9	トルコ	国債証券	TURKEY REPUBLIC '140115	アメリカカ・ドル	16,650,000	119.00	19,813,500.00	117.12	19,500,480.00	1,953,753,091	9.5	2014/1/15	1.64
10	メキシコ	国債証券	UTD MEXICAN STS '400111	アメリカカ・ドル	19,528,000	98.50	19,235,080.00	99.75	19,479,180.00	1,951,619,044	6.05	2040/1/11	1.64
11	ペルー	国債証券	PERU REPUBLIC GBL '160503	アメリカカ・ドル	16,390,000	119.10	19,520,490.00	118.75	19,463,125.00	1,950,010,493	8.375	2016/5/3	1.64
12	メキシコ	国債証券	UTD MEXICAN STS '160915	アメリカカ・ドル	13,000,000	143.25	18,622,500.00	145.10	18,863,000.00	1,889,883,970	11.375	2016/9/15	1.59
13	ペルー	国債証券	PERU REPUBLIC GBL '150206	アメリカカ・ドル	14,400,000	126.60	18,230,400.00	126.20	18,172,800.00	1,820,732,832	9.875	2015/2/6	1.53
14	ベネズエラ	国債証券	VENEZUELA REP '160226	アメリカカ・ドル	22,830,000	83.60	19,085,880.00	78.00	17,807,400.00	1,784,123,406	5.75	2016/2/26	1.50
15	インドネシア	特殊債券	MAJAPAHIT HD BV '111017	アメリカカ・ドル	17,470,000	99.00	17,295,300.00	101.00	17,644,700.00	1,767,822,493	7.25	2011/10/17	1.49
16	アルゼンチン	国債証券	ARGENTINA BONAR VII '130912	アメリカカ・ドル	21,100,000	91.55	19,318,316.00	83.33	17,584,318.00	1,761,772,820	7.0	2013/9/12	1.48
17	アルゼンチン	国債証券	ARGENTINA BONAR X '170417	アメリカカ・ドル	22,645,000	82.92	18,778,366.25	76.12	17,238,506.25	1,727,125,941	7.0	2017/4/17	1.45
18	コロンビア	国債証券	COLOMBIA REP '120123	アメリカカ・ドル	14,010,000	117.15	16,412,715.00	118.50	16,601,850.00	1,663,339,351	10.0	2012/1/23	1.40
19	ロシア	国債証券	RUSSIA MOF V '080514	アメリカカ・ドル	16,070,000	99.70	16,021,790.00	100.04	16,076,428.00	1,610,697,321	3.0	2008/5/14	1.35
20	マレーシア	特殊債券	PENERBANGAN MY BD '160315	アメリカカ・ドル	14,590,000	106.78	15,579,683.47	105.46	15,387,708.25	1,541,694,489	5.625	2016/3/15	1.30
21	トリニダードトバゴ	特殊債券	PETRO CO TRIN/TO '220508	アメリカカ・ドル	14,775,000	101.00	14,922,750.00	98.80	14,597,700.00	1,462,543,563	6.0	2022/5/8	1.23
22	エクアドル	国債証券	ECUADOR STEPUP R '300815	アメリカカ・ドル	14,790,000	96.47	14,268,430.00	97.65	14,442,435.00	1,446,987,562	10.0	2030/8/15	1.22
23	パナマ	国債証券	PANAMA REPUBLIC '120723	アメリカカ・ドル	11,465,000	117.25	13,442,712.50	117.40	13,459,910.00	1,348,548,382	9.375	2012/7/23	1.13
24	チリ	特殊債券	CODELCO INC REGS '361024	アメリカカ・ドル	13,320,000	99.79	13,292,028.00	100.63	13,403,916.00	1,342,938,344	6.15	2036/10/24	1.13

25	インド ネシア	特殊 債券	MAJAPAHIT HD BV '370629	アメリ カ・ドル	14,505,000	93.01	13,491,811.24	91.90	13,331,298.91	1,335,662,837	7.875	2037/6/29	1.12
26	ロシア	国債 証券	RUSSIA PUT REGS '280624	アメリ カ・ドル	7,190,000	183.68	13,206,786.13	180.43	12,973,240.55	1,299,788,970	12.75	2028/6/24	1.09
27	ブラジ ル	国債 証券	BRAZIL REPUBLIC '150307	アメリ カ・ドル	11,290,000	114.30	12,904,470.00	113.60	12,825,440.00	1,284,980,833	7.875	2015/3/7	1.08
28	ウルグ アイ	国債 証券	URUGUAY REP '170517	アメリ カ・ドル	10,475,000	121.23	12,699,762.50	118.25	12,386,687.50	1,241,022,220	9.25	2017/5/17	1.04
29	ブラジ ル	国債 証券	BRAZIL REPUBLIC '120924	ユーロ	7,000,000	110.80	7,756,000.00	110.25	7,717,500.00	1,220,831,325	8.5	2012/9/24	1.03
30	ウクラ イナ	国債 証券	UKRAINE GOVT REGS '151013	ユーロ	8,555,000	88.91	7,606,250.50	87.99	7,527,544.50	1,190,782,264	4.95	2015/10/13	1.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

### 種類別投資比率

(平成20年3月31日現在)

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
外国	国債証券	73.57
	特殊債券	19.41
合計		92.98

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成20年3月31日現在)

取引所	種類 / 名称等	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	4,868,302,400	4,702,446,798	3.97
	ユーロ	534,536,799	555,881,480	0.47
	売建			
	アメリカ・ドル	534,536,799	549,577,877	0.46
	ユーロ	4,538,165,400	4,541,058,900	3.83

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

原則として、計算日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年3月31日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1 特定期間（平成16年2月5日）	7,450	7,644	9,599	9,849
第2 特定期間（平成16年8月5日）	9,094	9,374	9,777	10,077
第3 特定期間（平成17年2月7日）	13,877	14,295	9,951	10,251
第4 特定期間（平成17年8月5日）	19,719	20,312	10,640	10,960
第5 特定期間（平成18年2月6日）	36,548	37,737	11,679	12,059
第6 特定期間（平成18年8月7日）	44,981	46,701	10,996	11,416
第7 特定期間（平成19年2月5日）	59,783	61,997	11,876	12,316
第8 特定期間（平成19年8月6日）	71,760	74,879	11,033	11,513
第9 特定期間（平成20年2月5日）	75,619	79,228	10,051	10,531
平成19年3月末日	64,305		11,694	
平成19年4月末日	67,642		11,896	
平成19年5月末日	71,035		11,956	
平成19年6月末日	72,888		11,829	
平成19年7月末日	71,709		11,194	
平成19年8月末日	72,706		10,887	
平成19年9月末日	76,033		11,003	
平成19年10月末日	77,854		11,059	
平成19年11月末日	74,721		10,452	
平成19年12月末日	78,763		10,776	
平成20年1月末日	75,232		10,073	
平成20年2月末日	75,828		9,836	
平成20年3月末日	75,578		9,322	

（注1）分配付純資産総額は、各特定期間末の元本額に、各特定期間（6ヵ月毎）に支払われた1口当たりの分配付基準価額を乗じて算出しております。

（注2）基準価額は1単位（1万口）当たりの純資産総額です。

【分配の推移】

	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1 特定期間	自 平成15年 8月 8日 至 平成16年 2月 5日	250
第2 特定期間	自 平成16年 2月 6日 至 平成16年 8月 5日	300
第3 特定期間	自 平成16年 8月 6日 至 平成17年 2月 7日	300
第4 特定期間	自 平成17年 2月 8日 至 平成17年 8月 5日	320
第5 特定期間	自 平成17年 8月 6日 至 平成18年 2月 6日	380
第6 特定期間	自 平成18年 2月 7日 至 平成18年 8月 7日	420
第7 特定期間	自 平成18年 8月 8日 至 平成19年 2月 5日	440
第8 特定期間	自 平成19年 2月 6日 至 平成19年 8月 6日	480
第9 特定期間	自 平成19年 8月 7日 至 平成20年 2月 5日	480

【収益率の推移】

	計算期間	収益率 (%)
第1 特定期間	自 平成15年 8 月 8 日 至 平成16年 2 月 5 日	1.5
第2 特定期間	自 平成16年 2 月 6 日 至 平成16年 8 月 5 日	5.0
第3 特定期間	自 平成16年 8 月 6 日 至 平成17年 2 月 7 日	4.8
第4 特定期間	自 平成17年 2 月 8 日 至 平成17年 8 月 5 日	10.1
第5 特定期間	自 平成17年 8 月 6 日 至 平成18年 2 月 6 日	13.3
第6 特定期間	自 平成18年 2 月 7 日 至 平成18年 8 月 7 日	2.3
第7 特定期間	自 平成18年 8 月 8 日 至 平成19年 2 月 5 日	12.0
第8 特定期間	自 平成19年 2 月 6 日 至 平成19年 8 月 6 日	3.1
第9 特定期間	自 平成19年 8 月 7 日 至 平成20年 2 月 5 日	4.5
	自 平成20年 2 月 6 日 至 平成20年 3 月 31 日	7.3

(注) 収益率とは、各特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落)を基準とした、各特定期間末の基準価額(分配付)の上昇(または下落)率をいいます。

なお、第1 特定期間の収益率は、額面価額を基準に算出しています。

## 6【手続等の概要】

### (1) 申込（販売）手続等

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、取得の申込みはできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の取得申込みについても、同様とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

申込単位

（当初元本1口＝1円）

a．「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

b．「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。（販売会社がスイッチングを取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、販売会社が別に定める単位とします。）

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

#### 申込手数料

(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億口以上5億口未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億口以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)

申込手数料は消費税等相当額を含みます。

ただし、償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。（償還乗換え優遇）

なお、販売会社によってはスイッチングによる取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は無手数料とします。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについても無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

#### 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

ただし、販売会社がスイッチングを取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### 払込期日

投資者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

#### 保護預り

該当事項はありません。

## (2) 換金（解約）手続等

換金（解約または買取り）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、換金の請求はできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）なお、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があ

るときは、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額（または買取価額）は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額（または買取価額）とします。

解約価額（または買取価額）は、販売会社において確認できます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券を所持している場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

#### 解約

##### a. 解約単位

販売会社が定める単位とします。

##### b. 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

##### c. 解約手数料

かかりません。

##### d. 信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

##### e. 解約代金

解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が個別元本を超過した額に対してがかかります。）を差引いた額となります。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

##### f. 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

##### g. 大口解約の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

#### 買取

##### a. 買取単位

販売会社が定める単位とします。

- b. 買取価額  
買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額（所得税）に相当する額を差引いた価額とします。（源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引かれません。）  
なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。
- c. 買取手数料  
かかりません。
- d. 信託財産留保相当額  
買取りの受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。  
なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。
- e. 買取代金  
買取りの受付日の翌営業日の買取価額となります。  
なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。
- f. 支払日  
買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。
- g. 大口買取りの制限  
原則として1日1件5億円を超える買取りは行えないものとします。  
なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。  
買取りにつきましては、販売会社に確認してください。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産の評価

#### 基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たり換算した価額で表示することがあります。）

\* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

#### ファンドの主な投資対象の評価方法

##### a. 親投資信託受益証券

計算日の基準価額で評価します。

##### b. 公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

（a）日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

（b）金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

（c）価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することが

できます。

c . 外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「エマ毎月」として掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

受付時間外は音声自動応答システムによる「基準価額案内ダイヤル」が利用できます。

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(2) 信託期間

平成15年8月8日から平成35年8月5日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。その場合において、あらかじめ、更新しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(3) 計算期間

毎月6日から翌月5日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(4) その他

ファンドの償還条件等

- a . 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b . 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c . 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d . 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- e . 1ヵ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

- f . 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . d . から f . までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1 ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j . 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1 ヶ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k . 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b . 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1 ヶ月を下らないものとします。
- d . 1 ヶ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a . から e . までの規定にしたがいます。

#### 運用報告書

委託会社は、6 ヶ月毎（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を経由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情

報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示される  
ことがあります。

## 第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの財務諸表は、新日本監査法人による監査を受けており、監査報告書は有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に添付されています。

### 1【貸借対照表】

区分	第8 特定期間末 (平成19年8月6日現在)	第9 特定期間末 (平成20年2月5日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	871,917,523	858,408,147
親投資信託受益証券	71,614,804,382	75,543,387,707
未収利息	10,962	11,241
流動資産 合計	72,486,732,867	76,401,807,095
資産合計	72,486,732,867	76,401,807,095
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	520,313,608	601,867,334
未払解約金	100,454,878	82,112,123
未払受託者報酬	4,708,362	4,393,043
未払委託者報酬	100,893,443	94,136,578
その他未払費用	269,042	251,020
流動負債 合計	726,639,333	782,760,098
負債合計	726,639,333	782,760,098
純資産の部		
元本等		
元本	65,039,201,106	75,233,416,864
剰余金		
期末剰余金	6,720,892,428	385,630,133
(分配準備積立金)	(4,899,909,371)	(4,407,997,053)
純資産合計	71,760,093,534	75,619,046,997
負債・純資産合計	72,486,732,867	76,401,807,095

## 2【損益及び剰余金計算書】

区分	第8 特定期間 自 平成19年2月6日 至 平成19年8月6日	第9 特定期間 自 平成19年8月7日 至 平成20年2月5日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	727,623	633,765
有価証券売買等損益	1,914,891,562	3,028,466,745
営業収益合計	1,914,163,939	3,027,832,980
営業費用		
受託者報酬	24,738,944	27,670,769
委託者報酬	530,120,094	592,944,936
その他費用	1,413,595	1,581,127
営業費用合計	556,272,633	622,196,832
営業損失金額	2,470,436,572	3,650,029,812
経常損失金額	2,470,436,572	3,650,029,812
当期純損失金額	2,470,436,572	3,650,029,812
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	1,119,025	
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		49,827,836
期首剰余金	9,444,531,251	6,720,892,428
剰余金増加額	3,640,515,943	1,014,468,342
当期追加信託に伴う剰余金増加額	3,640,515,943	1,014,468,342
剰余金減少額	1,072,838,032	327,915,877
当期一部解約に伴う剰余金減少額	1,072,838,032	327,915,877
分配金	2,819,761,137	3,421,612,784
期末剰余金	6,720,892,428	385,630,133

### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8 特定期間 自 平成19年2月6日 至 平成19年8月6日	第9 特定期間 自 平成19年8月7日 至 平成20年2月5日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は当期末が 休日のため、平成19年2月6日から 平成19年8月6日までとなっております。	当ファンドの特定期間は前期末が 休日のため、平成19年8月7日から 平成20年2月5日までとなっております。

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### 1 投資信託受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

#### 2 受益者等名簿

該当事項はありません。

#### 3 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

#### 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

#### 5 受益証券の再発行

該当事項はありません。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替受益権に移行しており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。  
なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情が

あると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

#### 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

金融商品取引法第13条第2項第2号に規定する詳細情報を記載した目論見書（投資信託説明書（請求目論見書））に記載している項目の一覧は次の通りです。

なお、当該内容は金融庁のE D I N E T（電子開示システム）および委託会社のホームページで閲覧することができます。

### 第1 ファンドの沿革

#### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

#### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 受益者の権利等

#### 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
  - (1) 貸借対照表
  - (2) 損益及び剰余金計算書
  - (3) 注記表
  - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況

#### 純資産額計算書

資産総額

負債総額

純資産総額（ - ）

発行済数量

1 単位当たり純資産額（ / ）

#### 第5 設定及び解約の実績

エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）

信託約款

国際投信投資顧問株式会社

## エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）

### - 運用の基本方針 -

約款第 17 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、ファミリーファンド方式により、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）受益証券を通じて、エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が 50% を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

親投資信託受益証券を主要投資対象とします。

親投資信託受益証券を通じて、エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

イ．プレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989 年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）

ロ．ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）（プレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

ハ．現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

イ．エマージング・カントリー単一国への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 30% 以内とします。

ロ．ユーロ建資産への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 30% 以内とします。

ハ．ソブリン債券以外への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 35% 以内とします。

ニ．エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。

ホ．エマージング・カントリーの現地通貨建資産への実質投資は、行いません。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、米ドル建資産以外の実質外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用指図委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。また、親投資信託の運用の指図に関する権限をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。

#### 3. 投資制限

(1) 親投資信託への投資割合は、制限を設けません。

(2) 株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(5) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(6) 有価証券先物取引等は、約款第 21 条の範囲で行います。

(7) スワップ取引は、約款第 22 条の範囲で行います。

(8) 外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

#### 4. 収益分配方針

毎月 5 日（ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第 1 期の決算日は平成 15 年 10 月 6 日とします。

##### (1) 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### (2) 分配対象収益についての分配方針

委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して、利子・配当収入を中心に分配金額を決定します。

##### (3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

## （信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

## （信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

## （信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

## （信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行われたときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

## （信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成35年8月5日までとします。

## （受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<削除>

## （当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

## （受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条に規定する受益権については、500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## （追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

## （信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<削除>

(受益権の申込単位および価額)

第13条 委託者の指定する販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万円以上1円単位または1万口単位として委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)による契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ受益権の取得申込者に限り1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

前項の規定にかかわらず、前項の取得申込日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。

第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込総金額(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に第5項に規定する率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に

相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円に、1円に第5項に規定する率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、以下に定める手数料率を上限として、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る手数料の額は、1口につき1円に、以下の第2号に定める手数料率を上限として、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

1.(手数料率)取得申込口数に応じて

1億口未満の場合	3.0%
1億口以上5億口未満の場合	2.0%
5億口以上の場合	1.0%

2.(手数料率)取得申込総額に応じて

1億円未満の場合	3.0%
1億円以上5億円未満の場合	2.0%
5億円以上の場合	1.0%

3.(手数料率)取得申込金額に応じて

1億円未満の場合	3.0%
1億円以上5億円未満の場合	2.0%
5億円以上の場合	1.0%

第4項の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下本項において同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)または償還金を超える金額をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権の買取請求日または一部解約請求日を含みます。以下本項において同じ。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に当該償還金の支払いを受けた当該販売会社でこの信託に係る受益権の取得申込みをする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数(以下「償還金取得口数」といいます。)については、取得申込日の翌営業日の基準価額とすることができ、当該取得申込口数のうち償還金取得口数を超える口数については、取得申込日の翌営業日の基準価額に、前項に定める当該取得申込みに適用される手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乘じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、委託者の指定する販売会社は、当該受益者に対し、償還金等の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

第4項および前項の規定にかかわらず、別に定めるこの信託以外の信託の受益者が、当該信託の受益権の一部解約金の手取金をもって取得申込みをする場合の受益権の取得価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

第4項および第6項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の取得価額は、決算日の基準価額とします。

#### 第14条 <削除>

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益

権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条の 3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 14 条の 4 <削除>

第 14 条の 5 <削除>

第 14 条の 6 <削除>

第 14 条の 7 <削除>

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条および第 22 条に定めるものに限りません。)
3. 約束手形
4. 金銭債権

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者(第 18 条に規定する委託者から運用の権限の委託を受けた者を含みます。以下、第 17 条、第 19 条ないし第 24 条、第 26 条、第 28 条第 3 項第 3 号、第 32 条および第 33 条について同じ。)は、信託金を、主として国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者として締結されたエマージング・ソブリン・オープン マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国の者の発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。)
9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

第 1 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち、第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券または証書のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### （運用の基本方針）

第 17 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

#### （運用の権限委託）

第 18 条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

所在地：米国マサチューセッツ州ボストン市

委託内容：海外の公社債（短期金融商品を含みます。）および為替に関する運用の指図

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第 40 条に基づいて委託者が受ける報酬からそのつど支弁するものとし、その報酬額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、この信託の純資産総額に、この信託の純資産総額と別に定める追加型証券投資信託の純資産総額とを合算した額に応じて段階的に定める次に掲げる率に応じて求めた率を乗じて得た額とします。

100 億円以下の部分に対して	年 1 万分の 55
100 億円超 300 億円以下の部分に対して	年 1 万分の 50
300 億円超 500 億円以下の部分に対して	年 1 万分の 45
500 億円超 1,000 億円以下の部分に対して	年 1 万分の 40
1,000 億円超の部分に対して	年 1 万分の 35

第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の受託を中止することができます。

前 2 項に基づき、第 1 項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の委託を中止された場合、もしくは受託を中止した場合、委託者は第 1 項により委託を受けた者と同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

#### （投資する株式の範囲）

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）

に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第 20 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第 21 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が

外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に、親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、貸付時点において、貸付株式および貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する株式および公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（外貨建資産の円換算および予約為替の評価）

第 27 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第 28 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 29 条 < 削除 >

（混蔵寄託）

第 30 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 32 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第 33 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 34 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第 36 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めず。

（信託の計算期間）

第 37 条 この信託の計算期間は、毎月 6 日から翌月 5 日までとします。ただし、第 1 計算期間は平成 15 年 8 月 8 日から平成 15 年 10 月 6 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 38 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第 39 条 信託財産に関する租税、会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る会計監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第 40 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1 万分の 157 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 41 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該諸経費、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責）

第 42 条 受託者は、収益分配金については第 44 条第 1 項に規定する支払開始日および第 44 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 44 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 47 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 44 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第 43 条 < 削除 >

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第 44 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 46 条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者は委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込総金額支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、第 47 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

前各項（第 2 項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

< 削除 >

< 削除 >

#### 第 45 条 < 削除 >

（収益分配金および償還金の時効）

第 46 条 受益者が、収益分配金については第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 44 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（受益権の買取り）

第 46 条の 2 委託者の指定する販売会社は、受益者の請求があるときは、委託者の指定する販売会社が定める単位をもってその受益権を買取することができます。

前項の規定にかかわらず、買取請求日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合には、当該請求に応じないものとします。

受益権の買取価額は、買取りの申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に 0.5% の率を乗じて得た信託財産留保相当額および当該買取りに関して当該買取りを行う委託者の指定する販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

受益者は、平成 19 年 1 月 4 日以降の第 1 項の請求をするときは委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第 1 項の請求で、平成 19 年 1 月 4 日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者の指定する販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項の受益権の買取りを中止することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託の一部解約）

第 47 条 受益者（前条の委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、平成 15 年 10 月 6 日以降において、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または委託者の指定する販売会社に帰属する受益権については 1 口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、平成 15 年 10 月 3 日以前において、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、委託者に一部解約の実行の請求をすることができます。

1. 受益者が死亡したとき

2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき

3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日の場合には、当該請求はできないものとします。

委託者は、第1項の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第47条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 53 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 50 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第 53 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 51 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 52 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 53 条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 53 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 54 条 第 48 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 48 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第 55 条 委託者は、信託期間満了前に、その信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 44 条第 6 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条から第 14 条の 7 の規定および受益権と読替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

平成 15 年 8 月 8 日

委託者 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号  
国際投信投資顧問株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号  
三菱 UFJ 信託銀行株式会社

・別に定める追加型証券投資信託

約款第 13 条第 7 項の別に定める追加型証券投資信託とは、次のものをいいます。

エマージング・ソブリン・オープン（1 年決算型）

また、第 18 条第 2 項の別に定める追加型証券投資信託とは、次のものをいいます。

エマージング・ソブリン・オープン（1 年決算型）

エマージング・ソブリン・ファンド

グローバル財産 3 分法ファンド（毎月決算型）（この信託のエマージング・ソブリン・オープン マザーファンド  
受益証券に係る純資産総額）

エマージング・ソブリン・オープン  
マザーファンド

信託約款

国際投信投資顧問株式会社

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド  
- 運用の基本方針 -

約款第 14 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が 50% を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）

グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。

イ．プレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989 年のプレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）

ロ．ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）（プレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

ハ．現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）

ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。

イ．エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 30% 以内とします。

ロ．ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 30% 以内とします。

ハ．ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 35% 以内とします。

ニ．エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。

ホ．エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用指図委託契約に基づき、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

3. 投資制限

(1) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に

限り、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

(3) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(5) 有価証券先物取引等は、約款第 18 条の範囲で行います。

(6) スワップ取引は、約款第 19 条の範囲で行います。

(7) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

( 信託の種類、委託者および受託者 )

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、国際投信投資顧問株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

( 信託事務の委託 )

第 2 条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

( 信託の目的、金額および信託金の限度額 )

第 3 条 委託者は、金 1,000 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

( 信託期間 )

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

( 受益証券の取得申込みの勧誘の種類 )

第 5 条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 9 項で掲げる適格機関投資家私募により行われません。

( 受益者 )

第 6 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする国際投信投資顧問株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

( 受益権の分割および再分割 )

第 7 条 委託者は、第 3 条第 1 項に規定する受益権については、1,000 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

( 追加信託金の計算方法 )

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

( 信託日時の異なる受益権の内容 )

第 9 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

( 受益証券の発行および種類 )

第 10 条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 11 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が、この信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第 12 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 18 条および第 19 条に定めるものに限ります。)
3. 約束手形
4. 金銭債権

(運用の指図範囲等)

第 13 条 委託者(第 15 条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第 14 条、第 16 条ないし第 21 条、第 23 条、第 29 条および第 30 条について同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
  6. コマーシャル・ペーパー
  7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券(外国または外国の者の発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。)
  9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
  10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 第 1 号の証券または証書および第 7 号の証券または証書のうち、第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券または証書のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委

託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第 1 号から第 6 号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第 14 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

(運用の権限委託)

第 15 条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

所在地：米国マサチューセッツ州ボストン市

前項の委託を受けた者は、この信託契約に関し報酬を受取しません。

第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の受託を中止することができます。

前 2 項に基づき、第 1 項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の委託を中止された場合、もしくは受託を中止した場合、委託者は第 1 項により委託を受けた者と同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

(投資する株式の範囲)

第 16 条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 17 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 13 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で

行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第13条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### （スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第19条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### （同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### （有価証券の貸付の指図および範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、貸付時点において、貸付株式および貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する株式および公社債の額面金額を

超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 22 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する外貨建資産について、外国為替の売買の予約を指図することができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 24 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 26 条 <削除>

(混蔵寄託)

第 27 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保

管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

( 信託財産の登記等および記載等の留保等 )

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

( 有価証券売却等の指図 )

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

( 再投資の指図 )

第 30 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

( 損益の帰属 )

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

( 受託者による資金の立替え )

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めま

す。

( 信託の計算期間 )

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 8 月 6 日から翌年 2 月 5 日まで、2 月 6 日から 8 月 5 日までとします。ただし、第 1 期の計算期間は平成 15 年 8 月 8 日から平成 16 年 2 月 5 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

( 信託財産に関する報告 )

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

( 信託事務の諸費用 )

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

( 信託報酬 )

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

( 利益の留保 )

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

( 追加信託金および一部解約金の計理処理 )

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

( 信託の一部解約 )

第 39 条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託契約の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の前営業日の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額から、当該金額に 0.5% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した金額に当該一部解約に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

( 信託契約の解約 )

第 40 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 ヶ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

( 償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責 )

第 41 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金 ( 信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。 ) の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責を任じません。

( 償還金支払いの時期 )

第 42 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

( 信託契約に関する監督官庁の命令 )

第 43 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 47 条の規定にしたがいま

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第49条 委託者は、この信託については、利益相反のおそれがある取引を行った場合における投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項で定める書面の交付を行いません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、この信託については、投資信託及び投資法人に関する法律第14条で定める運用報告書の交付を行いません。

第 51 条 <削除>

(公告)

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

前記条項により信託契約を締結します。

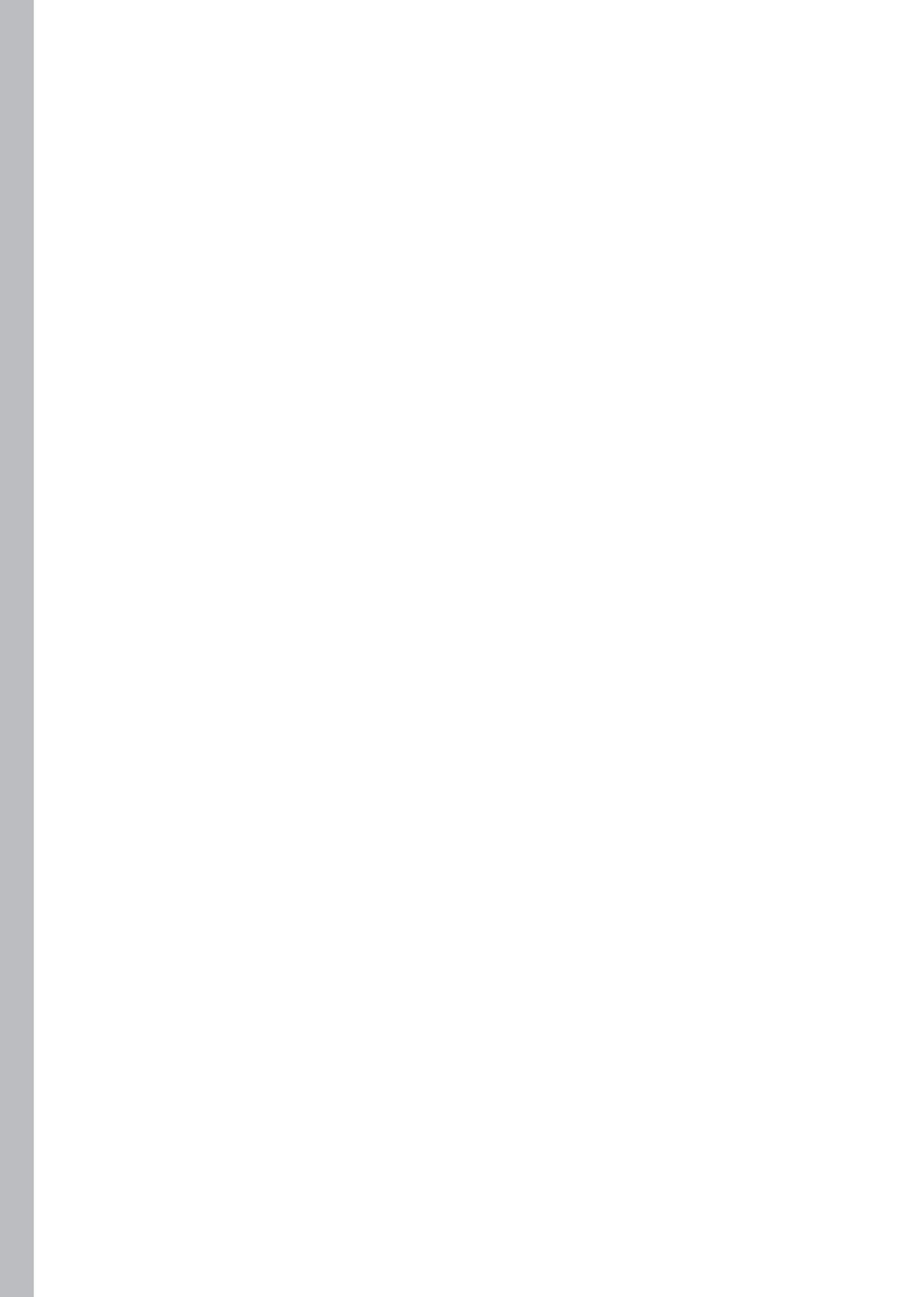
平成 15 年 8 月 8 日

東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号  
委託者 国際投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号  
受託者 三菱 UFJ 信託銀行株式会社







毎月決算型 追加型株式投資信託／自動けいぞく投資可能

# エマージング・ソブリン・オープン

投資信託説明書  
(請求目論見書)  
2008.5

国際投信投資顧問

\* 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 「エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成19年11月6日に関東財務局長に提出しており、平成19年11月7日にその届出の効力が発生しております。また金融商品取引法第7条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を平成20年2月12日および平成20年5月2日に関東財務局長に提出しております。
2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条第2項第2号の規定に基づく目論見書です。

- ・ ファンドは、公社債など値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
- ・ 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
- ・ 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
- ・ 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
- ・ 登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
- ・ 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
- ・ 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

発行者名 : 国際投信投資顧問株式会社  
代表者の役職氏名 : 取締役社長 吉峯 寛  
本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称  
: エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）  
届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額  
: 上限2,000億円  
縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

## 目 次

	頁
第三部 ファンドの詳細情報 .....	1
第1 ファンドの沿革 .....	1
第2 手続等 .....	1
1 申込（販売）手続等 .....	1
2 換金（解約）手続等 .....	2
第3 管理及び運営 .....	4
1 資産管理等の概要 .....	4
2 受益者の権利等 .....	7
第4 ファンドの経理状況 .....	9
1 財務諸表 .....	12
2 ファンドの現況 .....	34
第5 設定及び解約の実績 .....	35

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成15年8月8日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の取得申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、取得の申込みはできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の取得申込みについても、同様とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (1) 申込単位

（当初元本1口＝1円）

「分配金受取コース」

1万口単位または1万円以上1円単位です。

「自動けいぞく投資コース」

1万円以上1円単位です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1円単位とします。

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合あるいは申込単位が異なる場合があります。（販売会社がスイッチングを取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、販売会社が別に定める単位とします。）

なお、それぞれの販売会社の取扱いコースおよび申込単位の照会先は当該販売会社となります。

(2) 申込手数料

(手数料率) 申込口数に応じ、基準価額に対して	
1億口未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億口以上5億口未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億口以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込代金に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)
(手数料率) 申込金額に応じ、基準価額に対して	
1億円未満の場合	上限3.15% (税抜3.00%)
1億円以上5億円未満の場合	上限2.10% (税抜2.00%)
5億円以上の場合	上限1.05% (税抜1.00%)

申込手数料は消費税等相当額を含みます。

ただし、償還金等をもってその支払いを行った販売会社でファンドを申込みの場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数について無手数料で取扱う場合があります。（償還乗換え優遇）

なお、販売会社によってはスイッチングによる取得申込みを取扱う場合があります。その場合の申込手数料は無手数料とします。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについても無手数料とします。

なお、申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額が申込代金となります。

ただし、販売会社がスイッチングを取扱う場合、そのスイッチングによる取得申込みについては、取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。

(4) 払込期日

投資者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

(5) 保護預り

該当事項はありません。

## 2【換金（解約）手続等】

換金（解約または買取り）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半休日のときは午前11時）までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の換金請求とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、換金の請求はできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

なお、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき

は、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消することがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できません。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額（または買取価額）は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとし、当該計算日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額（または買取価額）とします。

解約価額（または買取価額）は、販売会社において確認できます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券を所持している場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

## (1) 解約

### 解約単位

販売会社が定める単位とします。

### 解約価額

解約の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

### 解約手数料

かかりません。

### 信託財産留保額

解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

### 解約代金

解約価額から所得税および地方税（当該解約価額が個別元本を超過した額に対してかかります。）を差引いた額となります。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

### 支払日

解約代金は、原則として解約の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

### 大口解約の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の解約についても同様とします。

## (2) 買取

### 買取単位

販売会社が定める単位とします。

### 買取価額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保相当額および源泉徴収額（所得税）に相当する額を差引いた価額とします。（源泉徴収額に相当する額は、一定の要件の下で差引かれません。）

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。

買取手数料

かかりません。

信託財産留保相当額

買取りの受付日の翌営業日の基準価額の0.5%とします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。

買取代金

買取りの受付日の翌営業日の買取価額となります。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。

支払日

買取代金は、原則として買取りの受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

大口買取りの制限

原則として1日1件5億円を超える買取りは行えないものとします。

なお、販売会社によってはスイッチングを取扱う場合があります。その場合の買取りについても同様とします。

買取りにつきましては、販売会社に確認してください。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。）

\* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

a. 親投資信託受益証券

計算日の基準価額で評価します。

b. 公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

(a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

(b) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

(c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

c. 外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称「エム毎月」として掲載されます。

国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311（フリーダイヤル）

（受付時間は委託会社の営業日の午前9時～午後5時（半休日のときは午前9時～正午））

受付時間外は音声自動応答システムによる「基準価額案内ダイヤル」が利用できます。

ホームページ アドレス：<http://www.kokusai-am.co.jp>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成15年8月8日から平成35年8月5日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の更新が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を更新することができます。その場合において、あらかじめ、更新しようとする旨を監督官庁に届出ます。

(4) 【計算期間】

毎月6日から翌月5日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、信託の終了について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 解約しようとする旨の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らな

いものとしします。

- e . 1 ヶ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- f . 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g . d . から f . までについては、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1 ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h . 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i . 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j . 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、1 ヶ月を下らない一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k . 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社または受益者が裁判所に受託会社の解任を請求し裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 約款の変更

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b . 委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c . 信託約款の変更内容が重大なものについて、変更しようとする旨およびその内容の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1 ヶ月を下らないものとしします。
- d . 1 ヶ月を下らない一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
- e . 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、a . から e . までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約または変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨

を請求することができます。

#### 関係法人との契約の更改

- a . 委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用指図委託契約」の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の上記の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。
- b . 委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年間とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した運用報告書を作成し、かつ販売会社を經由して知られたる受益者に交付します。なお、当該運用報告書は委託会社等のホームページにおいても受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

また、運用報告書を補完することを目的として、週次または月次に運用状況等を記載した情報提供資料を作成し、ホームページ等において受益者その他一般投資者に対して開示されることがあります。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### (1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

#### 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

#### 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

- (注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、す。）に、原則として決算日から起算して5営業日以内（予定）に支払います。なお、時

効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日のときは翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

解約金は、原則として解約の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。

なお、換金には制限があります。くわしくは「第2 手続等 2 換金（解約）手続等 (1) 解約 大口解約の制限」を参照してください。

また、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行が休業日の場合には、換金の請求はできません。（販売会社または委託会社において確認することができます。）

(4) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて均等にファンドの受益権を保有します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(5) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

## 第4【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成19年8月15日付内閣府令第65号により改正されておりますが、第8特定期間（平成19年2月6日から平成19年8月6日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第9特定期間（平成19年8月7日から平成20年2月5日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第8特定期間（平成19年2月6日から平成19年8月6日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第9特定期間（平成19年8月7日から平成20年2月5日まで）については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、第8特定期間（平成19年2月6日から平成19年8月6日まで）の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9特定期間（平成19年8月7日から平成20年2月5日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成19年10月5日

国際投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸裕



代表社員  
業務執行社員

公認会計士

英 久一



当監査法人は、旧証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成19年2月6日から平成19年8月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成19年8月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

平成20年4月4日

国際投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
業務執行社員

公認会計士

高尾幸治



代表社員  
業務執行社員

公認会計士

英 公一



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成19年8月7日から平成20年2月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）の平成20年2月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1【財務諸表】

エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

区分	第8特定期間末 (平成19年8月6日現在)	第9特定期間末 (平成20年2月5日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	871,917,523	858,408,147
親投資信託受益証券	71,614,804,382	75,543,387,707
未収利息	10,962	11,241
流動資産 合計	72,486,732,867	76,401,807,095
資産合計	72,486,732,867	76,401,807,095
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	520,313,608	601,867,334
未払解約金	100,454,878	82,112,123
未払受託者報酬	4,708,362	4,393,043
未払委託者報酬	100,893,443	94,136,578
その他未払費用	269,042	251,020
流動負債 合計	726,639,333	782,760,098
負債合計	726,639,333	782,760,098
純資産の部		
元本等		
元本	65,039,201,106	75,233,416,864
剰余金		
期末剰余金	6,720,892,428	385,630,133
(分配準備積立金)	(4,899,909,371)	(4,407,997,053)
純資産合計	71,760,093,534	75,619,046,997
負債・純資産合計	72,486,732,867	76,401,807,095

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	第8 特定期間 自 平成19年2月6日 至 平成19年8月6日	第9 特定期間 自 平成19年8月7日 至 平成20年2月5日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	727,623	633,765
有価証券売買等損益	1,914,891,562	3,028,466,745
営業収益合計	1,914,163,939	3,027,832,980
営業費用		
受託者報酬	24,738,944	27,670,769
委託者報酬	530,120,094	592,944,936
その他費用	1,413,595	1,581,127
営業費用合計	556,272,633	622,196,832
営業損失金額	2,470,436,572	3,650,029,812
経常損失金額	2,470,436,572	3,650,029,812
当期純損失金額	2,470,436,572	3,650,029,812
一部解約に伴う当期純利益金額分配額	1,119,025	
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		49,827,836
期首剰余金	9,444,531,251	6,720,892,428
剰余金増加額	3,640,515,943	1,014,468,342
当期追加信託に伴う剰余金増加額	3,640,515,943	1,014,468,342
剰余金減少額	1,072,838,032	327,915,877
当期一部解約に伴う剰余金減少額	1,072,838,032	327,915,877
分配金	2,819,761,137	3,421,612,784
期末剰余金	6,720,892,428	385,630,133

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第8 特定期間 自 平成19年2月6日 至 平成19年8月6日	第9 特定期間 自 平成19年8月7日 至 平成20年2月5日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は当期末が 休日のため、平成19年2月6日から 平成19年8月6日までとなっております。	当ファンドの特定期間は前期末が 休日のため、平成19年8月7日から 平成20年2月5日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第 8 特定期間末 (平成19年 8 月 6 日現在)	第 9 特定期間末 (平成20年 2 月 5 日現在)
1 . 特定期間の末日における受益権の総数 65,039,201,106口	1 . 特定期間の末日における受益権の総数 75,233,416,864口
2 . 特定期間の末日における 1 単位当たりの純 資産の額 1 口当たりの純資産額 1.1033円 ( 1 万口当たりの純資産額 11,033円 )	2 . 特定期間の末日における 1 単位当たりの純 資産の額 1 口当たりの純資産額 1.0051円 ( 1 万口当たりの純資産額 10,051円 )

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第 8 特定期間 自 平成19年 2 月 6 日 至 平成19年 8 月 6 日	第 9 特定期間 自 平成19年 8 月 7 日 至 平成20年 2 月 5 日																																								
<p>1 . 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 147,111,099円</p> <p>2 . 分配金の計算過程 第42計算期 (平成19年 2 月 6 日から平成19年 3 月 5 日まで) 計算期末における分配対象金額 12,840,469,947円 ( 1 万口当たり2,454.88 円 ) のうち、418,442,168円 ( 1 万口当たり 80.00円 ) を分配金額としております。</p>	<p>1 . 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 160,494,425円</p> <p>2 . 分配金の計算過程 第48計算期 (平成19年 8 月 7 日から平成19年 9 月 5 日まで) 計算期末における分配対象金額 16,195,377,924円 ( 1 万口当たり2,415.33 円 ) のうち、536,415,273円 ( 1 万口当たり 80.00円 ) を分配金額としております。</p>																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 251,473,828円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 7,913,568,858円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 4,675,427,261円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 12,840,469,947円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 52,305,271,111口</td> </tr> <tr> <td>1 万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,454.88円</td> </tr> <tr> <td>1 万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 80.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 418,442,168円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	費用控除後の配当等収益額	A 251,473,828円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	収益調整金額	C 7,913,568,858円	分配準備積立金額	D 4,675,427,261円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 12,840,469,947円	当ファンドの期末残存口数	F 52,305,271,111口	1 万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,454.88円	1 万口当たりの分配額	H 80.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 418,442,168円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 327,849,840円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 11,015,238,434円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 4,852,289,650円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 16,195,377,924円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 67,051,909,127口</td> </tr> <tr> <td>1 万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,415.33円</td> </tr> <tr> <td>1 万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 80.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 536,415,273円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	費用控除後の配当等収益額	A 327,849,840円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	収益調整金額	C 11,015,238,434円	分配準備積立金額	D 4,852,289,650円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 16,195,377,924円	当ファンドの期末残存口数	F 67,051,909,127口	1 万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,415.33円	1 万口当たりの分配額	H 80.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 536,415,273円
項目	金額																																								
費用控除後の配当等収益額	A 251,473,828円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																								
収益調整金額	C 7,913,568,858円																																								
分配準備積立金額	D 4,675,427,261円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 12,840,469,947円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 52,305,271,111口																																								
1 万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,454.88円																																								
1 万口当たりの分配額	H 80.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 418,442,168円																																								
項目	金額																																								
費用控除後の配当等収益額	A 327,849,840円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																								
収益調整金額	C 11,015,238,434円																																								
分配準備積立金額	D 4,852,289,650円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 16,195,377,924円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 67,051,909,127口																																								
1 万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,415.33円																																								
1 万口当たりの分配額	H 80.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 536,415,273円																																								

第8 特定期間 自 平成19年2月6日 至 平成19年8月6日	第9 特定期間 自 平成19年8月7日 至 平成20年2月5日																																								
第43計算期（平成19年3月6日から平成19年4月5日まで） 計算期末における分配対象金額 13,588,437,476円（1万口当たり2,442.36円）のうち、445,087,852円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。	第49計算期（平成19年9月6日から平成19年10月5日まで） 計算期末における分配対象金額 16,709,520,531円（1万口当たり2,396.02円）のうち、557,907,073円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">項目</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 358,710,347円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 8,653,915,572円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 4,575,811,557円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 13,588,437,476円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 55,635,981,510口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,442.36円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 80.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 445,087,852円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 358,710,347円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	収益調整金額	C 8,653,915,572円	分配準備積立金額	D 4,575,811,557円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 13,588,437,476円	当ファンドの期末残存口数	F 55,635,981,510口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,442.36円	1万口当たりの分配額	H 80.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 445,087,852円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">項目</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 411,674,048円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 11,499,895,183円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 4,797,951,300円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 16,709,520,531円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 69,738,384,131口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,396.02円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 80.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 557,907,073円</td> </tr> </tbody> </table>	項目		費用控除後の配当等収益額	A 411,674,048円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	収益調整金額	C 11,499,895,183円	分配準備積立金額	D 4,797,951,300円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 16,709,520,531円	当ファンドの期末残存口数	F 69,738,384,131口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,396.02円	1万口当たりの分配額	H 80.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 557,907,073円
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 358,710,347円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																								
収益調整金額	C 8,653,915,572円																																								
分配準備積立金額	D 4,575,811,557円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 13,588,437,476円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 55,635,981,510口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,442.36円																																								
1万口当たりの分配額	H 80.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 445,087,852円																																								
項目																																									
費用控除後の配当等収益額	A 411,674,048円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																								
収益調整金額	C 11,499,895,183円																																								
分配準備積立金額	D 4,797,951,300円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 16,709,520,531円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 69,738,384,131口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,396.02円																																								
1万口当たりの分配額	H 80.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 557,907,073円																																								

第8 特定期間 自 平成19年2月6日 至 平成19年8月6日	第9 特定期間 自 平成19年8月7日 至 平成20年2月5日																																								
第44計算期（平成19年4月6日から平成19年5月7日まで） 計算期末における分配対象金額 14,182,179,929円（1万口当たり2,476.19円）のうち、458,187,740円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。	第50計算期（平成19年10月6日から平成19年11月5日まで） 計算期末における分配対象金額 16,675,078,016円（1万口当たり2,363.61円）のうち、564,387,959円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 328,555,440円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B 313,121,165円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 8,962,831,734円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 4,577,671,590円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 14,182,179,929円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 57,273,467,610口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,476.19円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 80.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 458,187,740円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	費用控除後の配当等収益額	A 328,555,440円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 313,121,165円	収益調整金額	C 8,962,831,734円	分配準備積立金額	D 4,577,671,590円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 14,182,179,929円	当ファンドの期末残存口数	F 57,273,467,610口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,476.19円	1万口当たりの分配額	H 80.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 458,187,740円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 327,030,219円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 11,543,683,641円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 4,804,364,156円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 16,675,078,016円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 70,548,494,922口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,363.61円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 80.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 564,387,959円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	費用控除後の配当等収益額	A 327,030,219円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	収益調整金額	C 11,543,683,641円	分配準備積立金額	D 4,804,364,156円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 16,675,078,016円	当ファンドの期末残存口数	F 70,548,494,922口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,363.61円	1万口当たりの分配額	H 80.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 564,387,959円
項目	金額																																								
費用控除後の配当等収益額	A 328,555,440円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 313,121,165円																																								
収益調整金額	C 8,962,831,734円																																								
分配準備積立金額	D 4,577,671,590円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 14,182,179,929円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 57,273,467,610口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,476.19円																																								
1万口当たりの分配額	H 80.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 458,187,740円																																								
項目	金額																																								
費用控除後の配当等収益額	A 327,030,219円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																								
収益調整金額	C 11,543,683,641円																																								
分配準備積立金額	D 4,804,364,156円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 16,675,078,016円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 70,548,494,922口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,363.61円																																								
1万口当たりの分配額	H 80.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 564,387,959円																																								

第 8 特定期間 自 平成19年 2 月 6 日 至 平成19年 8 月 6 日	第 9 特定期間 自 平成19年 8 月 7 日 至 平成20年 2 月 5 日																																								
第45計算期（平成19年 5 月 8 日から平成19年 6 月 5 日まで） 計算期末における分配対象金額 15,002,717,422円（1万口当たり2,515.45円）のうち、477,132,790円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。	第51計算期（平成19年11月 6 日から平成19年 12月 5 日まで） 計算期末における分配対象金額 16,674,777,605円（1万口当たり2,324.65円）のうち、573,837,373円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 295,302,210円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B 400,156,369円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 9,484,895,531円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 4,822,363,312円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 15,002,717,422円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 59,641,598,813口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,515.45円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 80.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 477,132,790円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	費用控除後の配当等収益額	A 295,302,210円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 400,156,369円	収益調整金額	C 9,484,895,531円	分配準備積立金額	D 4,822,363,312円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 15,002,717,422円	当ファンドの期末残存口数	F 59,641,598,813口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,515.45円	1万口当たりの分配額	H 80.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 477,132,790円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 284,302,442円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 11,668,749,248円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 4,721,725,915円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 16,674,777,605円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 71,729,671,689口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,324.65円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 80.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 573,837,373円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	費用控除後の配当等収益額	A 284,302,442円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	収益調整金額	C 11,668,749,248円	分配準備積立金額	D 4,721,725,915円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 16,674,777,605円	当ファンドの期末残存口数	F 71,729,671,689口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,324.65円	1万口当たりの分配額	H 80.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 573,837,373円
項目	金額																																								
費用控除後の配当等収益額	A 295,302,210円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 400,156,369円																																								
収益調整金額	C 9,484,895,531円																																								
分配準備積立金額	D 4,822,363,312円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 15,002,717,422円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 59,641,598,813口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,515.45円																																								
1万口当たりの分配額	H 80.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 477,132,790円																																								
項目	金額																																								
費用控除後の配当等収益額	A 284,302,442円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																								
収益調整金額	C 11,668,749,248円																																								
分配準備積立金額	D 4,721,725,915円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 16,674,777,605円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 71,729,671,689口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,324.65円																																								
1万口当たりの分配額	H 80.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 573,837,373円																																								

第8 特定期間 自 平成19年2月6日 至 平成19年8月6日	第9 特定期間 自 平成19年8月7日 至 平成20年2月5日																																								
第46計算期（平成19年6月6日から平成19年7月5日まで） 計算期末における分配対象金額 15,517,475,000円（1万口当たり2,479.82円）のうち、500,596,979円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。	第52計算期（平成19年12月6日から平成20年1月7日まで） 計算期末における分配対象金額 16,796,076,807円（1万口当たり2,288.28円）のうち、587,197,772円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 261,257,586円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 10,143,602,022円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 5,112,615,392円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 15,517,475,000円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 62,574,622,438口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,479.82円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 80.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 500,596,979円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	費用控除後の配当等収益額	A 261,257,586円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	収益調整金額	C 10,143,602,022円	分配準備積立金額	D 5,112,615,392円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 15,517,475,000円	当ファンドの期末残存口数	F 62,574,622,438口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,479.82円	1万口当たりの分配額	H 80.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 500,596,979円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: right;">A 312,383,353円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: right;">B</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: right;">C 11,874,257,899円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: right;">D 4,609,435,555円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: right;">E = A + B + C + D 16,796,076,807円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: right;">F 73,399,721,612口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの収益分配対象額</td> <td style="text-align: right;">G = 10,000 × E / F 2,288.28円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たりの分配額</td> <td style="text-align: right;">H 80.00円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: right;">I = F × H / 10,000 587,197,772円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	費用控除後の配当等収益額	A 312,383,353円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	収益調整金額	C 11,874,257,899円	分配準備積立金額	D 4,609,435,555円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 16,796,076,807円	当ファンドの期末残存口数	F 73,399,721,612口	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,288.28円	1万口当たりの分配額	H 80.00円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 587,197,772円
項目	金額																																								
費用控除後の配当等収益額	A 261,257,586円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																								
収益調整金額	C 10,143,602,022円																																								
分配準備積立金額	D 5,112,615,392円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 15,517,475,000円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 62,574,622,438口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,479.82円																																								
1万口当たりの分配額	H 80.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 500,596,979円																																								
項目	金額																																								
費用控除後の配当等収益額	A 312,383,353円																																								
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B																																								
収益調整金額	C 11,874,257,899円																																								
分配準備積立金額	D 4,609,435,555円																																								
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 16,796,076,807円																																								
当ファンドの期末残存口数	F 73,399,721,612口																																								
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,288.28円																																								
1万口当たりの分配額	H 80.00円																																								
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 587,197,772円																																								

第8 特定期間 自 平成19年 2月 6日 至 平成19年 8月 6日		第9 特定期間 自 平成19年 8月 7日 至 平成20年 2月 5日	
第47計算期（平成19年 7月 6日から平成19年 8月 6日まで） 計算期末における分配対象金額 15,900,549,627円（1万口当たり2,444.75円）のうち、520,313,608円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。		第53計算期（平成20年 1月 8日から平成20年 2月 5日まで） 計算期末における分配対象金額 16,902,489,889円（1万口当たり2,246.66円）のうち、601,867,334円（1万口当たり80.00円）を分配金額としております。	
項目		項目	
費用控除後の配当等収益額	A 276,353,334円	費用控除後の配当等収益額	A 277,697,431円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C 10,662,436,411円	収益調整金額	C 12,125,849,094円
分配準備積立金額	D 4,961,759,882円	分配準備積立金額	D 4,498,943,364円
当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 15,900,549,627円	当ファンドの分配対象収益額	E = A + B + C + D 16,902,489,889円
当ファンドの期末残存口数	F 65,039,201,106口	当ファンドの期末残存口数	F 75,233,416,864口
1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,444.75円	1万口当たりの収益分配対象額	G = 10,000 × E / F 2,246.66円
1万口当たりの分配額	H 80.00円	1万口当たりの分配額	H 80.00円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000 520,313,608円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000 601,867,334円

（関連当事者との取引に関する注記）

第8 特定期間 自 平成19年 2月 6日 至 平成19年 8月 6日		第9 特定期間 自 平成19年 8月 7日 至 平成20年 2月 5日	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	

（重要な後発事象に関する注記）

第8 特定期間 自 平成19年 2月 6日 至 平成19年 8月 6日		第9 特定期間 自 平成19年 8月 7日 至 平成20年 2月 5日	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	

(その他の注記)

1 元本の増減

第 8 特定期間 自 平成19年 2 月 6 日 至 平成19年 8 月 6 日		第 9 特定期間 自 平成19年 8 月 7 日 至 平成20年 2 月 5 日	
期首元本額	50,338,923,130円	期首元本額	65,039,201,106円
期中追加設定元本額	20,989,267,865円	期中追加設定元本額	14,820,166,949円
期中一部解約元本額	6,288,989,889円	期中一部解約元本額	4,625,951,191円

2 有価証券関係

第 8 特定期間 自 平成19年 2 月 6 日 至 平成19年 8 月 6 日		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	71,614,804,382	3,950,717,542
合計	71,614,804,382	3,950,717,542

第 9 特定期間 自 平成19年 8 月 7 日 至 平成20年 2 月 5 日		
売買目的有価証券の貸借対照表計上額等		
種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	75,543,387,707	926,681,635
合計	75,543,387,707	926,681,635

3 デリバティブ取引関係

第 8 特定期間 自 平成19年 2 月 6 日 至 平成19年 8 月 6 日	第 9 特定期間 自 平成19年 8 月 7 日 至 平成20年 2 月 5 日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成20年2月5日現在

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	51,129,196,418	75,543,387,707	
合計		51,129,196,418	75,543,387,707	

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

1. 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 資産・負債の状況

区分	(平成19年8月6日現在)	(平成20年2月5日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	4,655,045,213	2,650,375,705
コール・ローン	1,337,539,087	300,600,531
国債証券	84,465,162,225	93,341,437,684
特殊債券	27,219,051,374	25,284,743,328
派生商品評価勘定	91,304,298	78,313,020
未収入金	1,530,218,698	260,245,843
未収利息	1,416,341,009	1,870,430,720
前払費用	261,658,610	177,198,005
流動資産 合計	120,976,320,514	123,963,344,836
資産合計	120,976,320,514	123,963,344,836
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	203,172,465	61,918,690
未払金	1,917,951,093	
未払解約金	6,995,843	560,245,150
流動負債 合計	2,128,119,401	622,163,840
負債合計	2,128,119,401	622,163,840
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	77,273,095,510	83,482,055,624
剰余金		
剰余金	41,575,105,603	39,859,125,372
純資産合計	118,848,201,113	123,341,180,996
負債・純資産合計	120,976,320,514	123,963,344,836

(2) 資産・負債の状況に関する事項

(重要な会計方針に関する事項)

項目	自 平成19年 2月 6日 至 平成19年 8月 6日	自 平成19年 8月 7日 至 平成20年 2月 5日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券及び特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価に当っては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	(1) 国債証券及び特殊債券 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	(2) 為替予約取引 原則として、計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。	(2) 為替予約取引 同左
3. 費用・収益の計上基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
4. その他	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左
	資産・負債の状況は、ファンドの特定期間末の平成19年 8月 6日現在であります。 なお、当親投資信託は年 2 回決算を行っており、直前の計算期間は、平成19年 2月 6日から平成19年 8月 6日までとなっております。	資産・負債の状況は、ファンドの特定期間末の平成20年 2月 5日現在であります。 なお、当親投資信託は年 2 回決算を行っており、直前の計算期間は、平成19年 8月 7日から平成20年 2月 5日までとなっております。

( 有価証券に関する事項 )

自 平成19年 2月 6日 至 平成19年 8月 6日		
売買目的有価証券の計上額等		
種類	計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	84,465,162,225	2,692,710,039
特殊債券	27,219,051,374	750,004,800
合計	111,684,213,599	3,442,714,839

自 平成19年 8月 7日 至 平成20年 2月 5日		
売買目的有価証券の計上額等		
種類	計上額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	93,341,437,684	1,958,968,459
特殊債券	25,284,743,328	416,624,121
合計	118,626,181,012	2,375,592,580

( デリバティブ取引に関する事項 )

自 平成19年 2月 6日 至 平成19年 8月 6日	
1. 取引の状況に関する事項	
(1) 取引の内容 当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。	
(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的 当親投資信託のデリバティブ取引は、信託財産の効率的な運用に資することを目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及び有価証券先物取引等に関する社内規則に従って行われております。	
(3) 取引に係るリスクの内容 当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有していません。	
(4) 取引に係るリスクの管理体制 当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。	
(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

自 平成19年2月6日  
至 平成19年8月6日

2. 取引の時価等に関する事項

デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	(平成19年8月6日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	5,967,479,170		5,764,306,705	203,172,465
	アメリカ・ドル	5,098,032,060		4,922,253,185	175,778,875
	ユーロ	869,447,110		842,053,520	27,393,590
	売建	5,228,273,170		5,136,968,872	91,304,298
	アメリカ・ドル	869,447,110		832,024,872	37,422,238
	ユーロ	4,358,826,060		4,304,944,000	53,882,060
合計		11,195,752,340		10,901,275,577	111,868,167

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

自 平成19年 8月 7日  
至 平成20年 2月 5日

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。

(2) 取引に対する取組方針及び取引の利用目的

当親投資信託のデリバティブ取引は、信託財産の効率的な運用に資することを目的としてデリバティブ取引を行っております。また、信託約款及び有価証券先物取引等に関する社内規則に従って行われております。

(3) 取引に係るリスクの内容

当親投資信託が行っている為替予約取引は、市場価格の変動に係るリスクを有していません。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当親投資信託のデリバティブ取引は、委託会社のトレーディング部門から独立した部門が投資信託約款・関係諸法令等に照らし管理しております。また、デリバティブ取引のポジションや評価損益等について委託会社のマネジメントに定期的に報告をしております。

(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における契約額等であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

自 平成19年 8月 7日  
至 平成20年 2月 5日

2. 取引の時価等に関する事項  
デリバティブの取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	(平成20年2月5日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,450,266,250		3,389,393,721	60,872,529
	アメリカ・ドル	3,450,266,250		3,389,393,721	60,872,529
	売建	3,750,266,250		3,672,999,391	77,266,859
	アメリカ・ドル	300,000,000		301,046,161	1,046,161
	ユーロ	3,450,266,250		3,371,953,230	78,313,020
合計		7,200,532,500		7,062,393,112	16,394,330

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに算出したレートを用いて評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(その他の事項)

(平成19年8月6日現在)	
1. 元本の増減	
期首(平成19年2月6日)元本額	59,271,633,469円
期首から平成19年8月6日までの 追加設定元本額	20,775,344,097円
一部解約元本額	2,773,882,056円
平成19年8月6日現在の元本額	77,273,095,510円
2. 平成19年8月6日における元本の内訳(＊)	
ベビーファンド	元本
エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)	46,563,591,926円
エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)	429,977,540円
エマージング・ソブリン・ファンド	621,287,382円
グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)	29,658,238,662円
3. 平成19年8月6日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.5380円
(1万口当たりの純資産額)	15,380円)

(＊) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(平成20年2月5日現在)	
1. 元本の増減	
期首(平成19年8月7日)元本額	77,273,095,510円
期首から平成20年2月5日までの 追加設定元本額	9,777,631,586円
一部解約元本額	3,568,671,472円
平成20年2月5日現在の元本額	83,482,055,624円
2. 平成20年2月5日における元本の内訳(＊)	
ベビーファンド	元本
エマージング・ソブリン・オープン(毎月決算型)	51,129,196,418円
エマージング・ソブリン・オープン(1年決算型)	386,206,029円
エマージング・ソブリン・ファンド	630,477,291円
グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)	31,336,175,886円
3. 平成20年2月5日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たりの純資産額	1.4775円
(1万口当たりの純資産額)	14,775円)

(＊) 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成20年2月5日現在

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	ARGENT \$DIS '331231		10,358,315.26	9,591,799.93	
		ARGENTI BONAR VII'130912		21,100,000.00	19,318,316.00	
		ARGENTINA BONAR X'170417		22,645,000.00	18,778,366.25	
		ARGENTINA EMDCF '120803		20,955,000.00	11,614,308.75	
		BRAZIL REPUBLIC '150307		11,290,000.00	12,904,470.00	
		BRAZIL REPUBLIC '170117		25,155,000.00	25,557,480.00	
		BRAZIL REPUBLIC '180115		25,415,000.00	28,744,365.00	
		BRAZIL REPUBLIC '191014		7,625,000.00	9,493,125.00	
		COLOMBIA REP '120123		14,010,000.00	16,412,715.00	
		COLOMBIA REP '141222		4,085,000.00	4,671,197.50	
		COLOMBIA REP '170127		19,090,000.00	20,903,550.00	
		COSTA RICA REGS '090515		4,515,000.00	4,803,960.00	
		COSTA RICA REGS '120201		5,380,000.00	5,944,900.00	
		COSTA RICA REGS '130131		1,120,000.00	1,248,800.00	
		COSTA RICA REGS '140320		8,450,000.00	8,830,250.00	
		ECUADOR STEPUP R '300815		6,660,000.00	6,426,900.00	
		GABONESE REP '171212		8,465,000.00	8,878,092.00	
		GHANA REP '171004		5,230,000.00	5,554,280.92	
		INDONESIA REP '140310		5,000,000.00	5,163,880.00	
		INDONESIA REP '351012		4,375,000.00	5,011,650.00	
		INDONESIA REP '370217		26,170,000.00	24,574,519.78	
		INDONESIA REP '380117		15,995,000.00	16,897,437.90	
		IRAQ REPUBLIC '280115		13,155,000.00	9,274,275.00	
		MALAYSIA REPUBLIC'090601		2,430,000.00	2,603,647.80	
		MALAYSIA REPUBLIC'110715		6,090,000.00	6,902,192.85	
		PANAMA REPUBLIC '120723		11,465,000.00	13,442,712.50	
		PANAMA REPUBLIC '150315		10,535,000.00	11,646,442.50	
		PANAMA REPUBLIC '260129		1,000,000.00	1,065,000.00	
		PANAMA REPUBLIC '360126		8,846,000.00	8,974,267.00	
		PERU REPUBLIC '370314		3,698,000.00	3,808,940.00	
		PERU REPUBLIC GBL'120221		2,000,000.00	2,300,000.00	
		PERU REPUBLIC GBL'150206		14,400,000.00	18,230,400.00	
		PERU REPUBLIC GBL'160503		16,390,000.00	19,520,490.00	
		PERU REPUBLIC GBL'331121		5,405,000.00	7,107,575.00	
PHILIPPINES GBL '110215		2,315,000.00	2,523,350.00			
PHILIPPINES GBL '130215		2,375,000.00	2,740,156.25			
PHILIPPINES GBL '140115		7,700,000.00	8,758,750.00			

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考		
国債証券	アメリカ・ドル	PHILIPPINES GBL '170118		11,795,000.00	14,566,825.00			
		PHILIPPINES GBL '300202		1,150,000.00	1,519,437.50			
		PHILIPPINES GBL '310114		3,469,000.00	3,902,625.00			
		RUSSIA MOF V '080514		16,070,000.00	16,021,790.00			
		RUSSIA MOF VII '110514		12,100,000.00	11,404,250.00			
		RUSSIA PUT REGS '280624		7,190,000.00	13,206,786.13			
		RUSSIA STP REGS '100331		6,386,393.38	6,687,064.78			
		RUSSIA STP REGS '300331		62,770,950.00	72,059,732.41			
		SOUTH AFRICA REP '120425		10,935,000.00	11,809,800.00			
		SOUTH AFRICA REP '220530		17,100,000.00	16,495,002.00			
		STATE OF ISRAEL '161109		5,145,000.00	5,421,770.13			
		STATE OF QATAR '300615		900,000.00	1,431,000.00			
		TRINIDAD&TOBA '200701		4,625,000.00	6,306,187.50			
		TURKEY REPUBLIC '110630		2,435,000.00	2,748,506.25			
		TURKEY REPUBLIC '130114		4,375,000.00	5,414,062.50			
		TURKEY REPUBLIC '140115		16,650,000.00	19,813,500.00			
		TURKEY REPUBLIC '150315		5,265,000.00	5,666,456.25			
		TURKEY REPUBLIC '340214		2,735,000.00	3,042,414.00			
		TURKEY REPUBLIC '360317		20,290,000.00	19,808,112.50			
		UKRAINE GOVT REGS '110304		23,425,000.00	24,469,755.00			
		URUGUAY REP '150315		1,080,000.00	1,173,204.00			
		URUGUAY REP '170517		5,750,000.00	7,036,850.00			
		URUGUAY REP '221118		2,760,000.00	3,056,700.00			
		URUGUAY REP '330115		1,831,124.00	2,005,080.78			
		URUGUAY REP '360321		31,835,000.00	33,745,100.00			
		UTD MEXICAN STS '080312		5,150,000.00	5,173,175.00			
		UTD MEXICAN STS '090113		2,000,000.00	2,004,000.00			
		UTD MEXICAN STS '120114		3,642,000.00	4,060,830.00			
		UTD MEXICAN STS '160915		13,000,000.00	18,622,500.00			
		UTD MEXICAN STS '340927		33,431,000.00	36,356,212.50			
		UTD MEXICAN STS '400111		19,528,000.00	19,235,080.00			
		VENEZUELA C STEP '110420		13,140,000.00	11,980,395.00			
		VENEZUELA REP '141008		7,506,000.00	7,468,470.00			
		VENEZUELA REP '160226		22,830,000.00	19,085,880.00			
		VENEZUELA REP '250421		13,725,000.00	11,906,437.50			
		VENEZUELA REP '270915		2,710,000.00	2,758,780.00			
		VENEZUELA REP GBL '130919		4,830,000.00	5,276,775.00			
		VIETNAM REPUBLIC '160312		680,000.00	673,865.72			
			小計	銘柄数 :	75	801,131,782.64	843,636,975.38	
							(90,075,119,861)	
		組入時価比率 :		73.0%			75.9%	

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	ARGENT EPAR '381231		7,737,889.00	2,696,654.31	
		MOROCCO KINGDOM '170627		6,550,000.00	6,470,430.60	
		TURKEY REPUBLIC '190402		3,505,000.00	3,411,416.50	
		UKRAINE GOVT REGS'151013		8,555,000.00	7,606,250.50	
		VENEZUELA REP '080305		450,000.00	451,575.00	
	小計	銘柄数 :	5	26,797,889.00	20,636,326.91	
		組入時価比率 :	2.6%		(3,266,317,823)	2.8%
国債証券 計				93,341,437,684	(93,341,437,684)	
特殊債券	アメリカ・ドル	AES PANAMA SA '161221		3,745,000.00	3,646,738.69	
		BANGKO SENTRAL '101122		5,000,000.00	5,155,000.00	
		BANGKO SENTRAL '270615		545,000.00	643,100.00	
		BK CENT TUNISIE '120425		3,645,000.00	3,959,381.25	
		CENT ELET BRASIL '151130		6,708,000.00	7,097,399.40	
		CODELCO INC REGS '121130		3,755,000.00	4,061,734.68	
		CODELCO INC REGS '131015		2,950,000.00	3,056,816.55	
		CODELCO INC REGS '141015		7,245,000.00	7,095,955.86	
		CODELCO INC REGS '350921		4,280,000.00	3,936,354.52	
		CODELCO INC REGS '361024		13,320,000.00	13,292,028.00	
		EMP NACIONAL DEL '121115		2,200,000.00	2,373,170.80	
		EMP NACIONAL DEL '140315		600,000.00	582,055.80	
		FIRST CITIZENS '110214		675,000.00	722,231.77	
		INTERGAS FINANCE '111104		4,965,000.00	4,846,833.00	
		KAZAKHSTAN DEV BK'131112		1,205,000.00	1,243,049.08	
		KOREA DEV BK GBL '100916		3,460,000.00	3,516,356.48	
		MAJAPAHIT HD BV '111017		17,470,000.00	17,295,300.00	
		MAJAPAHIT HD BV '161017		9,650,000.00	9,460,502.95	
		MAJAPAHIT HD BV '370629		14,505,000.00	13,491,811.24	
		NATIONAL GAS CO '360115		6,625,000.00	6,359,483.25	
		NATIONAL POWER CO'100316		3,175,000.00	3,424,345.45	
		NATIONAL POWER CO'100712		10,755,000.00	9,141,750.00	
		NATIONAL POWER CO'110823		9,890,000.00	10,663,991.40	
		NATIONAL POWER CO'161102		11,425,000.00	11,629,027.65	
		PDVSA '170412		16,400,000.00	12,197,500.00	
		PDVSA '370412		4,660,000.00	2,819,300.00	
		PEMEX FINANCE LTD'110215		1,300,000.00	1,374,750.00	
		PEMEX PROJECT FDG'180301		6,515,000.00	6,661,587.50	
		PEMEX PROJECT FDG'350615		7,865,000.00	8,042,001.82	
		PEMEX PROJECT FDG'350615		4,885,000.00	4,994,936.92	
PENERBANGAN MY BD'160315		14,590,000.00	15,579,683.47			
PETRO CO TRIN/TO '220508		14,775,000.00	14,922,750.00			
PETRONAS REGS '120522		6,255,000.00	6,943,506.61			
PETRONAS REGS '261015		3,935,000.00	4,924,609.21			

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
特殊債券	アメリカ・ドル	RAS LAFFAN GAS '090915		1,273,804.00	1,276,615.28	
		VTB BANK CAPITAL '111012		8,700,000.00	9,010,242.00	
	小計	銘柄数 :	36	238,946,804.00	235,441,900.63	
					(25,138,131,730)	
		組入時価比率 :	20.4%		21.2%	
	ユーロ	PEMEX PROJECT FDG '160805		900,000.00	926,280.00	
	小計	銘柄数 :	1	900,000.00	926,280.00	
					(146,611,598)	
		組入時価比率 :	0.1%		0.1%	
	特殊債券 計				25,284,743,328	
				(25,284,743,328)		
合計				118,626,181,012		
				(118,626,181,012)		

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
資産・負債の状況に関する事項として記載しているため省略しております。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(平成20年3月31日現在)

資産総額	75,804,918,684円
負債総額	226,506,458円
純資産総額( - )	75,578,412,226円
発行済数量	81,075,014,134口
1単位(1万口)当たり純資産額( / )	9,322円

### (参考) エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド 純資産額計算書

(平成20年3月31日現在)

資産総額	119,299,410,030円
負債総額	797,194,834円
純資産総額( - )	118,502,215,196円
発行済数量	85,579,652,858口
1単位(1万口)当たり純資産額( / )	13,847円

## 第5【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第1特定期間	自 平成15年8月8日 至 平成16年2月5日	8,098,864,359	337,186,009	7,761,678,350
第2特定期間	自 平成16年2月6日 至 平成16年8月5日	3,031,028,896	1,490,306,015	9,302,401,231
第3特定期間	自 平成16年8月6日 至 平成17年2月7日	7,283,016,708	2,640,009,735	13,945,408,204
第4特定期間	自 平成17年2月8日 至 平成17年8月5日	8,935,375,735	4,347,263,907	18,533,520,032
第5特定期間	自 平成17年8月6日 至 平成18年2月6日	15,978,197,125	3,217,721,538	31,293,995,619
第6特定期間	自 平成18年2月7日 至 平成18年8月7日	14,415,141,938	4,800,605,614	40,908,531,943
第7特定期間	自 平成18年8月8日 至 平成19年2月5日	15,171,396,824	5,741,005,637	50,338,923,130
第8特定期間	自 平成19年2月6日 至 平成19年8月6日	20,989,267,865	6,288,989,889	65,039,201,106
第9特定期間	自 平成19年8月7日 至 平成20年2月5日	14,820,166,949	4,625,951,191	75,233,416,864
	自 平成20年2月6日 至 平成20年3月31日	7,564,931,554	1,723,334,284	81,075,014,134

(注) 第1特定期間の設定口数には当初設定時の設定口数を含んでおります。

